
置戸町

公共施設等総合管理計画

《令和4年度改訂版》

平成28年3月策定
令和5年3月改訂

北海道置戸町

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 本計画の位置付け.....	2
3. 計画期間.....	2
4. 対象施設.....	3
第2章 町を取り巻く現況	4
1. 町の概況.....	4
2. 総人口等の状況.....	5
3. 公共施設等の現状.....	8
4. 財政動向.....	20
5. 現状及び課題に関する基本認識.....	25
第3章 公共施設等の将来の見通し	26
1. 公共施設(建築物).....	26
2. インフラ系施設.....	30
3. 維持管理・更新等に係る経費の見通し.....	34
第4章 公共施設等の管理に関する基本方針	36
1. 基本的な考え方.....	36
2. 公共施設等の計画的な管理に関する基本方針.....	37
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	41
1. 公共施設(建築物).....	41
2. インフラ系施設.....	55
第6章 計画の推進にあたって	58
1. 推進体制の構築.....	58
2. 広域的な連携.....	58
3. PDCAサイクルによる推進.....	58
4. 地方公会計制度の活用.....	59

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

我が国においては、高度経済成長期から人口増加と社会変化により、公共施設や道路、橋梁等のインフラの整備が進められてきました。当時から建設された公共施設等の建築年数が30年以上経過し、今後大規模改修や修繕、建て替えが必要となってきています。

国全体の財政規模が抑制されている中、社会保障関係費用の増加に伴い、公共施設の整備や維持保全に投ずることができる財源は限られてくることが予想され、保有している公共施設やインフラを今後も全て維持・更新するための財源を確保することは全国的に困難な状況にあります。

こうした状況の中、特に平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故は、公共施設、インフラの老朽化対策の必要性を強く認識させる契機となりました。

国においては、公共施設やインフラの全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとして、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を公表しました。さらに、平成26年4月、総務省は各地方公共団体に対し、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定に取り組むよう要請しました。

本町においても、現状の公共施設等の全体を把握し、中長期的な視点を持って、改修・更新、長寿命化などを計画的に推進するため、「置戸町公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)を策定し、公共施設及びインフラを管理していくための基本的な方針を定め、公共施設等の適正管理に努めてきました。

その後、国では平成30年2月27日に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂を行うとともに、令和3年1月26日には「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を発出し、これまで自治体が策定した公共施設等総合管理計画の見直しが図られることとなりました。

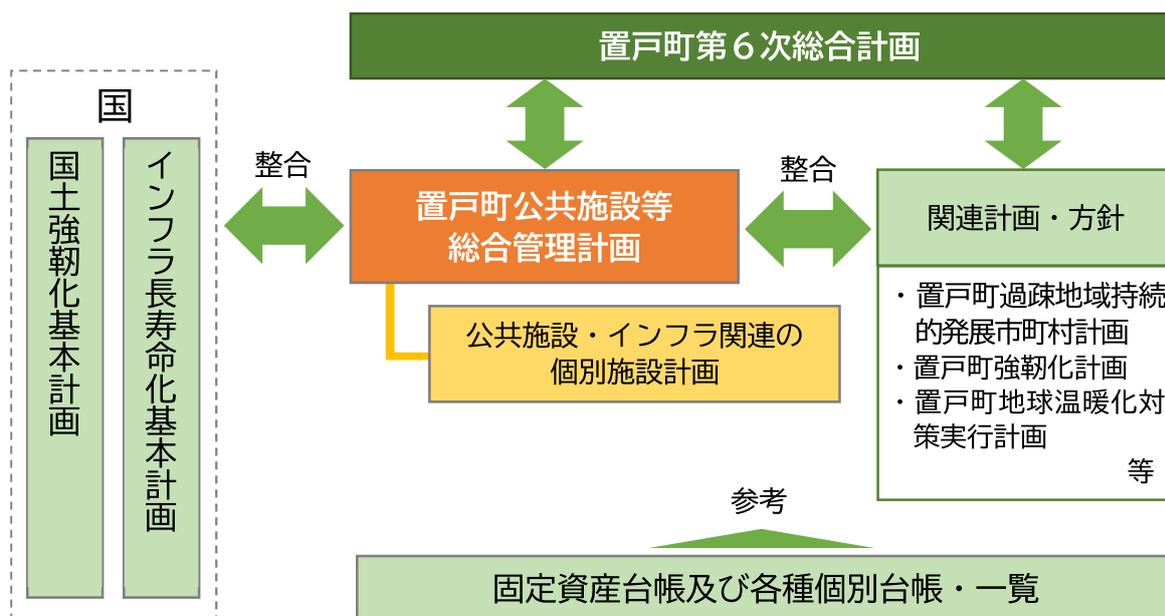
また他方、令和2年に政府は令和32年(2050年)までにカーボンニュートラルの達成を目指すことを宣言するなど、国内外で温暖化防止や脱炭素化を推進する動きが加速しています。

これらの内容に適切に対応するため本計画を改訂し、今後も本町にある公共施設を効果的かつ効率的に活用するとともに、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるための取組を推進します。

2. 本計画の位置付け

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」や「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、本町の公共施設等におけるインフラ長寿命化計画(行動計画)として定めるものです。

町の最上位計画であり、まちづくりの総合的な計画である「置戸町第6次総合計画」をはじめとし、「置戸町過疎地域持続的発展市町村計画」や個別施設計画など関連計画との整合性に配慮します。



3. 計画期間

計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。ただし、中長期的な視点が必要であることから、将来人口推計や公共施設に係る費用の将来の見通しは40年間で推計期間とします。

4. 対象施設

本計画の対象施設は、本町が所有する公共施設(建築物)及びインフラ系施設を対象とします。また、物置、四阿など建物に付帯する建物のうち床面積が小さいものは対象外とします。

原則として、令和4年3月31日現在で町の所有する公共施設等を対象としますが、令和4年度中に建設する公共施設は対象に含め、令和4年度中に除却が決定している施設については対象外とします。

区分	分類	主な施設
公共施設 (建築物)	庁舎等行政関連施設	役場庁舎、公用車車庫
	子育て支援施設	児童センター
	福祉施設	地域福祉センター「ほのか」、特別養護老人ホーム緑清園、養護老人ホーム常楽園、老人いこいの家
	町有住宅等	公営住宅、職員住宅、教員住宅
	産業関連施設	交流促進センター(勝山温泉ゆうゆ)、釧北牧場、若者交流センター、地域資源活用総合交流促進センター「あぐり」、森林体験交流センター、魚菜卸売市場
	社会教育施設	公民館、秋田地区住民センター、図書館、森林工芸館、どま工房、郷土資料館
	コミュニティ施設	おけとコミュニティホール「ぼっぽ」、川向住民センター、拓殖住民センター、地区会館
	スポーツ関連施設	ファミリースポーツセンター、水泳プール、野球場、スキー場、パークゴルフ場、多目的交流施設「げんき」
	学校教育施設	置戸小学校、置戸中学校、学校給食センター
	公園	南ヶ丘公園
インフラ系 施設	道路	町道、林道
		橋梁
	上下水道	簡易水道施設
		特定環境保全公共下水道施設、農業集落排水施設
その他	車両センター、勝山活性化センター、旧秋田小学校、旧境野小学校、火葬場、鹿の子ダムキャンプ場	

第2章 町を取り巻く現況

1. 町の概況

置戸町は、北海道の東部、オホーツク総合振興局管内の南西端に位置し、北は北見市(留辺蘂自治区)、東は訓子府町と隣接し、南と西は十勝総合振興局との境界で陸別町、足寄町、上士幌町と隣接していません。

令和4年9月末における住民基本台帳に基づく総人口は2,707人で、行政面積は527.27km²であり、面積の87%が森林に囲まれた農業と林業の町です。主要産業は、農業、林業、林産業となっています。

畑作はビート、小麦、馬鈴薯、玉ねぎ、豆類(白花など)が主要産物であり、畜産は酪農が中心となっています。

【置戸町の歴史】

- 1915年(大正4年) 野付牛村(現北見市)から分村、置戸村誕生
- 1920年(大正9年) 置戸村より訓子府村分村
- 1941年(昭和16年) 村内に15字を設置
- 1950年(昭和25年) 町制施行「置戸町」誕生
- 1965年(昭和40年) 置戸町開町50周年
- 1975年(昭和50年) 置戸町開町60周年
- 1977年(昭和52年) 図書館貸出率全国1位、夏まつりに「人間ばん馬」登場
- 1978年(昭和53年) 置戸町民憲章制定
- 1983年(昭和58年) オケクラフト誕生、鹿ノ子ダム竣工
- 1985年(昭和60年) 置戸町開町70周年
- 1989年(平成元年) 国鉄から第3セクターふるさと銀河線へ
- 1995年(平成7年) 置戸町開町80周年
- 2000年(平成12年) 町制施行50周年
- 2005年(平成17年) 置戸町開町90周年
- 2006年(平成18年) ふるさと銀河線廃止
- 2013年(平成25年) 地域キャラクター「おけばんばくん」誕生
- 2015年(平成27年) 置戸町開町100周年

2. 総人口等の状況

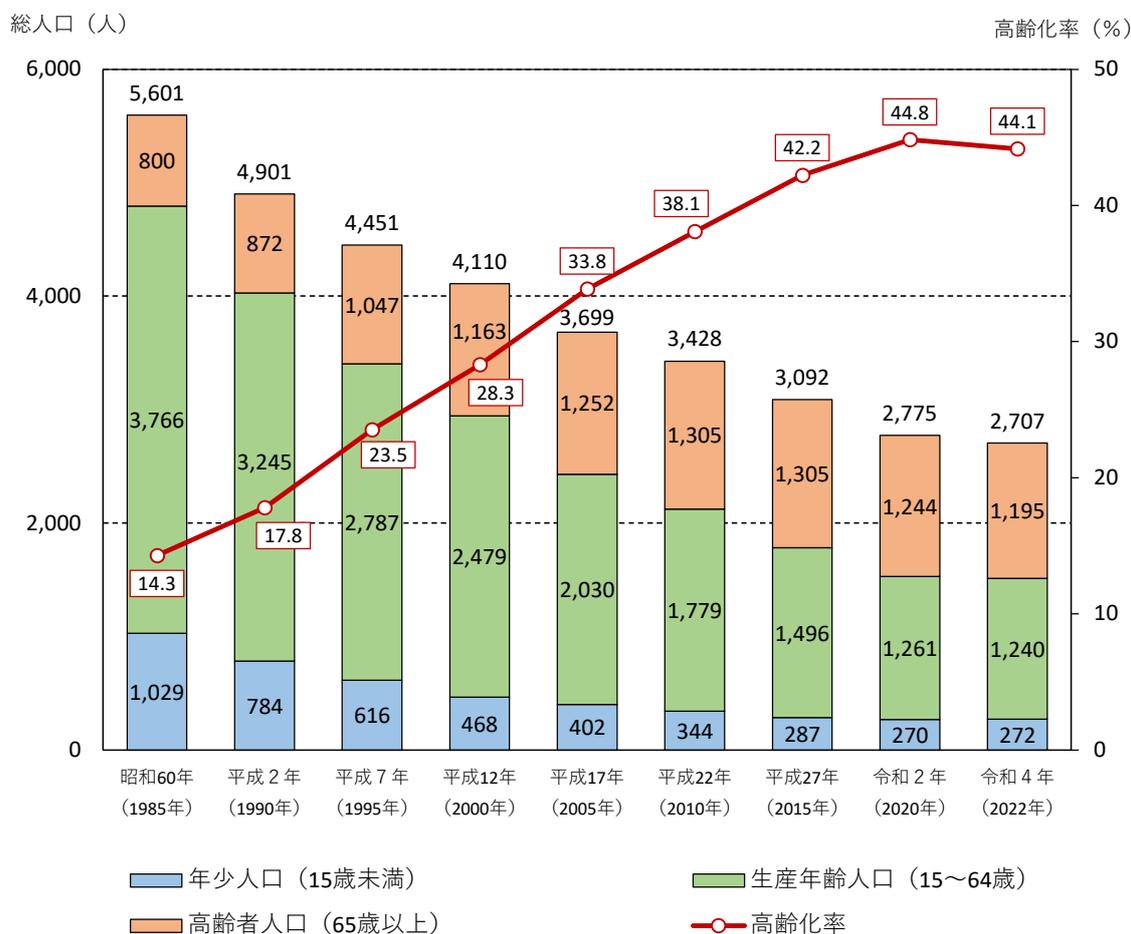
(1) 総人口の推移

国勢調査に基づく本町の総人口は減少が続いており、昭和60年の5,601人から令和2年には2,775人まで減少しています。また、住民基本台帳に基づく令和4年の人口は2,707人となっており、総人口の減少が続いている状況です。

年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口(15歳未満)及び生産年齢人口(15～64歳)は減少が続いており、増加傾向が続いていた高齢者人口は令和2年に減少に転じています。

高齢化率(総人口に占める割合)は昭和60年の14.3%から令和4年には44.1%まで上昇しており、北海道全体の高齢化率である32.2%を大きく上回っています。

■総人口の推移



※ 総人口は年齢不詳を含む。

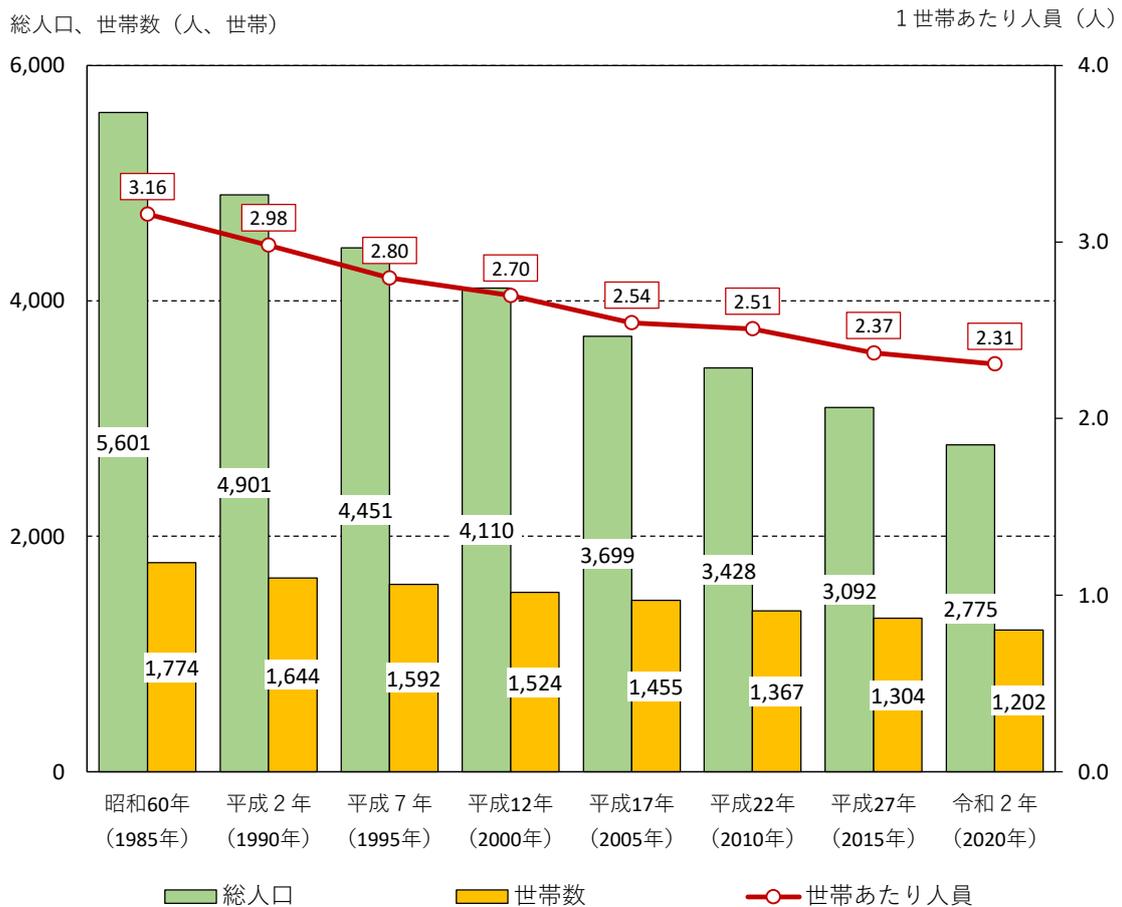
出典: 令和2年までは国勢調査、令和4年は住民基本台帳(令和4年9月末現在)

(2) 世帯数と1世帯あたり人員の推移

本町の世帯数は昭和60年の1,774世帯から令和2年には1,202世帯に減少しており、総人口の減少率に比べると低いものの、減少率は32.2%となっています。

人口減少に伴い、1世帯あたり人員も減少しており、昭和60年は1世帯3.16人でしたが、令和2年は2.31人となっています。

■世帯数と1世帯あたり人員の推移



出典：国勢調査

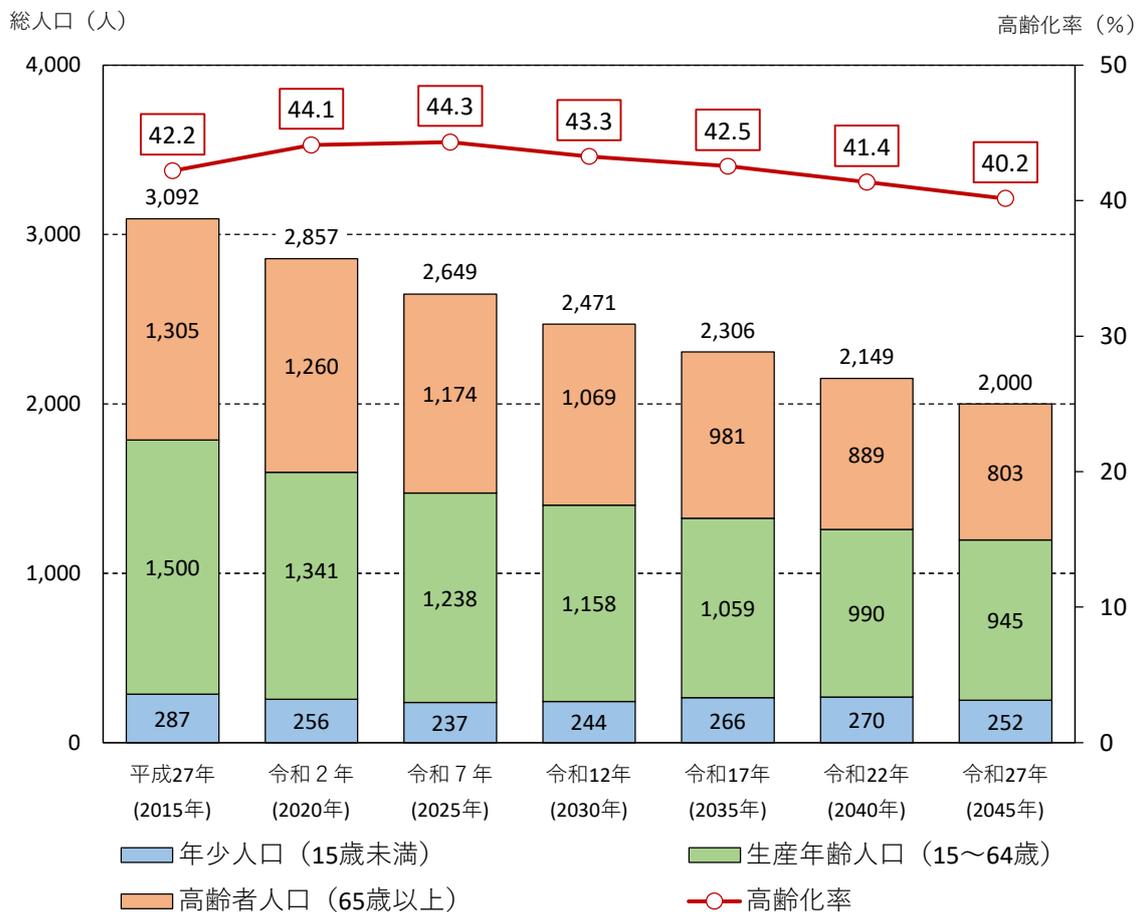
(3) 将来人口の見通し

「置戸町人口ビジョン(改訂版)」では、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」とする。)の推計を基に、合計特殊出生率の上昇と人口移動の改善による町独自の推計を行い、人口の将来展望として設定しています。

人口の将来展望では、本町の総人口は令和12年に2,471人、令和22年に2,149人になると推計しており、推計の基準である平成27年の総人口3,092人と比べると、令和12年で20.1%の減少、令和22年は30.5%の減少となると予想しています。

そのため、今後は減少する人口に合わせて適正な公共施設の規模を考えていく必要があることや、人口構造の変化に合わせて必要に応じて公共施設等の用途を見直すことが求められます。

■将来人口の見通し



出典：置戸町人口ビジョン (改訂版)

3. 公共施設等の現状

(1) 公共施設（建築物）の現状

①公共施設の保有状況

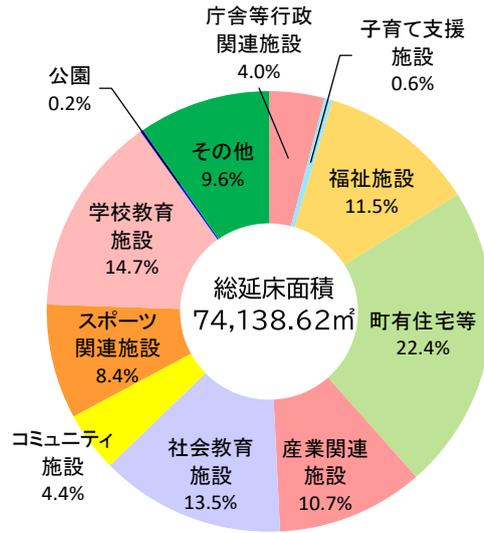
令和4年度の公共施設全体の総延床面積は74,138.62㎡となっており、施設分類別で見ると町有住宅が16,502.95㎡で全体の22.4%を占めています。

令和4年9月末の住民基本台帳人口に基づく本町の1人あたり公共施設面積は27.39㎡で、平成24年3月に公表された『公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果』における人口1万人以下の自治体平均値10.61㎡よりも広い状況です。

施設分類	平成27年度		令和4年度	
	延床面積 (㎡)	割合 (%)	延床面積 (㎡)	割合 (%)
庁舎等行政関連施設	2,969.47	3.9	2,969.47	4.0
子育て支援施設	473.85	0.6	473.85	0.6
福祉施設	8,882.88	11.7	8,540.39	11.5
町有住宅等	16,937.44	22.3	16,502.95	22.4
産業関連施設	9,029.26	11.9	7,908.61	10.7
社会教育施設	10,020.55	13.2	10,020.50	13.5
コミュニティ施設	3,274.30	4.3	3,274.30	4.4
スポーツ関連施設	6,230.02	8.2	6,230.02	8.4
学校教育施設	10,908.78	14.3	10,908.78	14.7
公園	174.96	0.2	174.96	0.2
その他	7,134.79	9.4	7,134.79	9.6
合計	76,036.30	100.0	74,138.62	100.0

※平成27年度:平成28年3月末現在、令和4年度:令和5年3月末見込

■保有している公共施設の施設分類別延床面積の割合



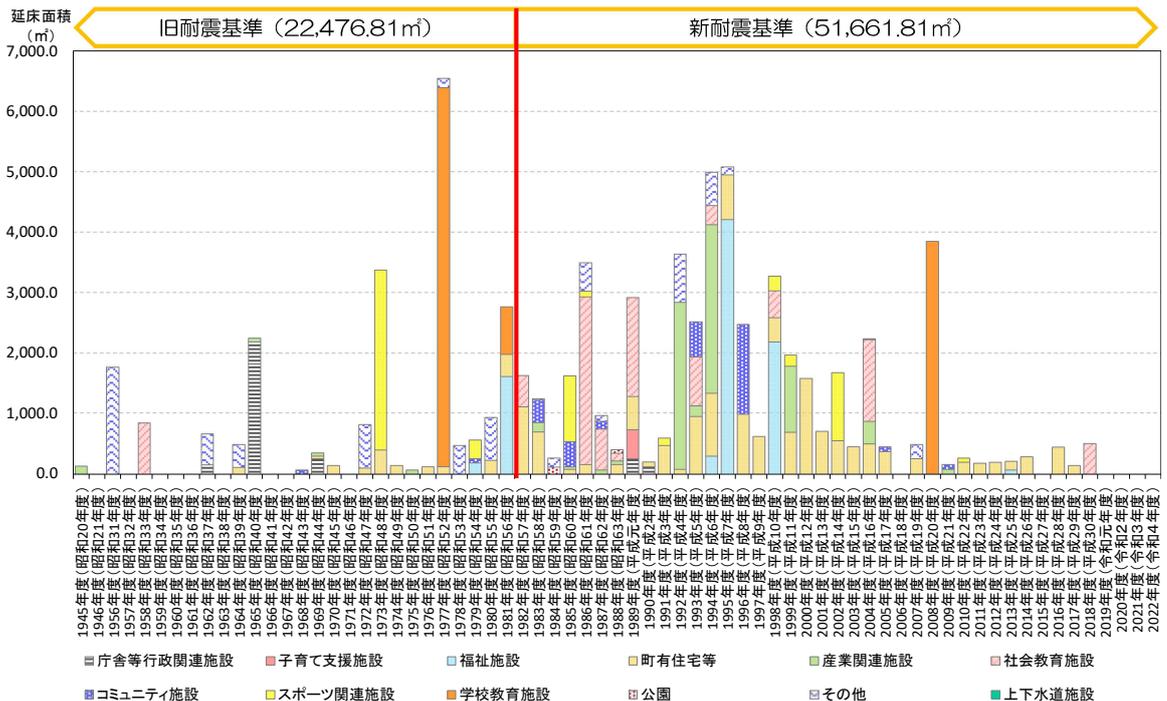
※令和5年3月末見込

②公共施設の整備状況

現存する建築年度が最も古い建物は、昭和20年度に建設された釧北牧場関係施設です。その後、昭和40年代に役場庁舎やファミリースポーツセンターなどが整備され、昭和50年代は置戸小学校体育館、置戸中学校(校舎及び体育館)、昭和60年代は中央公民館などが整備されてきました。

平成に入ってから交流促進センター(勝山温泉ゆうゆ)、養護老人ホーム常楽園、地域福祉センター「ほのか」など主要な公共施設が順次整備されてきました。

■公共施設の建築年度別延床面積



③公共施設の経過年数の状況

令和5年3月末見込みでは、本町が保有している公共施設のうち建築後40年を経過した施設は32.5%あり、その割合は10年後には53.2%になると見込まれます。

■経過年数別延床面積

経過年数	延床面積(m ²)	割合(%)
10年未満	1,580.51	2.1
10～19年	8,269.91	11.2
20～29年	24,876.98	33.5
30～39年	15,317.11	20.7
40年以上	24,094.11	32.5
合計	74,138.62	100.0



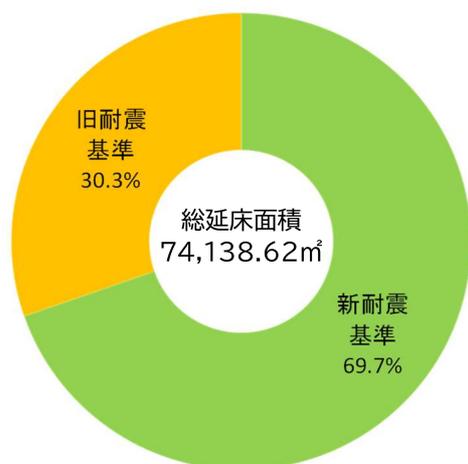
※令和5年3月末見込

④公共施設の耐震化状況

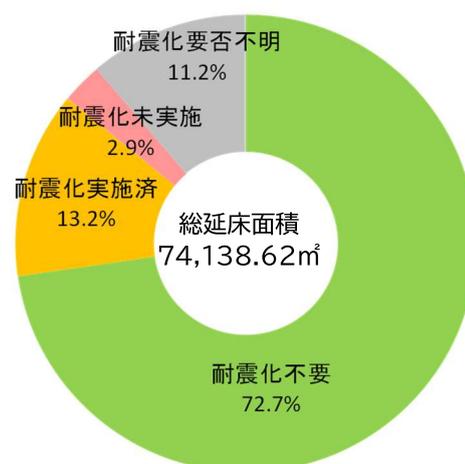
公共施設のうち、新耐震基準で建設された建物の総延床面積は全体の69.7%、旧耐震基準は30.3%となっています。

耐震化の状況は、耐震化不要が72.7%、耐震化実施済は13.2%ですが、耐震化未実施の建物が2.9%残っている状況です。

■耐震基準別延床面積



■耐震化の状況



※令和5年3月末見込

⑤減価償却率の推移

公共施設(建築物)の減価償却率の推移を全体で見ると、平成28年度の58.8%から令和元年度には63.1%となっており、平成28年度から減価償却が進んでいることがうかがえます。

令和元年度の減価償却率を施設分類別で見ると、公園は94.3%と高くなっているほか、庁舎等行政関連施設及び町有住宅等は80%を超えており、老朽化が進んでいる状況です。

■減価償却率の推移

施設分類	減価償却率(%)		
	平成28年度 (A)	令和元年度 (B)	差異 (B-A)
庁舎等行政関連施設	79.8	84.3	4.5
子育て支援施設	48.3	60.0	11.7
福祉施設	43.5	50.4	6.9
町有住宅等	77.0	80.8	3.8
産業関連施設	48.8	54.3	5.5
社会教育施設	61.7	58.2	▲3.5
コミュニティ施設	60.3	65.7	5.4
スポーツ関連施設	57.9	63.7	5.8
学校教育施設	46.7	52.5	5.8
公園	99.4	94.3	▲5.1
その他	68.0	74.0	6.0
合 計	58.8	63.1	4.3

※平成28年度:平成29年3月末現在、令和元年度:令和2年3月末現在

⑥過去に行った対策の実績

本計画策定時から令和4年度改訂版の策定までに実施した主な対策の概要は以下のとおりです。

■過去に行った対策の実績

年 度	主な内容	
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・置戸中学校網戸設置工事 ・ファミリースポーツセンター煙導改修工事 ・コミュニティホール防犯カメラ監視装置改修工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同工房水洗化、照明設備改修工事 ・拓殖住民センター改修工事 ・職員住宅改修工事 ・特別養護老人ホーム煙導改修工事
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的交流施設げんき照明LED化工事 ・釧北牧場人工授精施設塗装工事 ・川向住民センター改修工事 ・ファミリースポーツセンターバスケットゴール改修工事 ・公衆便所(北光)改修工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館暖房設備等改修工事 ・給食センター全熱交換器取替工事 ・町営住宅外壁等改修工事 ・地域福祉センターボイラー等更新工事 ・職員住宅改修工事(旧開発官舎) ・置戸中学校体育館渡り廊下屋根改修工事
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館開架スペース採光窓改修工事 ・町営住宅外壁等改修工事 ・職員住宅改修工事 ・交流促進センター屋外テレビアンテナ設置工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・南ヶ丘公園管理棟改修工事 ・町営住宅換気設備設置工事 ・コミュニティホール絵画館改修工事 ・置戸浄化センター曝気装置インバーター取替工事
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・勝山温泉ゆうゆ風除室等設置工事 ・置戸水泳プールろ過機配管等更新工事 ・置戸中学校舞台吊物装置取替工事 ・南ヶ丘公園管理棟外部塗装工事 ・置戸浄化センター曝気装置インバーター取替 ・町営住宅外壁等改修工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員住宅改修工事 ・中央公民館屋根等改修工事 ・中央公民館無線LAN整備工事 ・老人ホーム便所改修工事 ・ワカサギ孵化放流施設改修工事 ・若者交流センター無線LAN整備工事 ・勝山温泉ゆうゆ周辺整備工事
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・勝山温泉ゆうゆ周辺整備工事 ・中央公民館外壁改修工事 ・町営住宅外壁等改修工事 ・川向住民センター駐車場舗装工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・川向住民センター停電切替設備設置工事 ・特別養護老人ホーム地下タンク改修工事 ・中央公民館停電切替設備設置工事 ・置戸小学校物品庫改修工事
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・老人ホーム空調設置工事 ・置戸水泳プール漏水修繕工事 ・秋田地区住民センター屋根改修工事 ・勝山温泉ゆうゆ周辺整備工事 ・置戸小学校舞台吊物装置取替工事 ・地域福祉センター厨房空調更新工事 ・町営住宅外壁改修工事 ・置戸小学校屋根改修工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館空調設備工事 ・住民センター空調設置工事 ・コミュニティホール高圧構内配電線路改修工事 ・勝山公民館会議室改修工事 ・地域福祉センター無線LAN設備工事 ・老人ホーム無線LAN設備工事

(2) インフラ施設の現状

①道路

本町が管理している道路は、幹線町道、その他の町道、林道の合計で約285kmです。実延長で見ると、その他の町道が約144kmで全体の50.5%を占めており、その面積は約77.5万㎡となっています。

■道路分類別道路延長及び道路面積

分類	延長(m)	延長割合(%)	面積(㎡)	面積割合(%)
1級町道	50,925.40	17.9	365,650.31	21.9
2級町道	51,565.10	18.1	357,028.65	21.4
その他の町道	144,095.70	50.5	775,042.98	46.3
林道	38,477.00	13.5	174,523.00	10.4
合計	285,063.20	100.0	1,672,244.94	100.0

※令和4年3月末現在

■道路分類別延長割合



■道路分類別面積割合



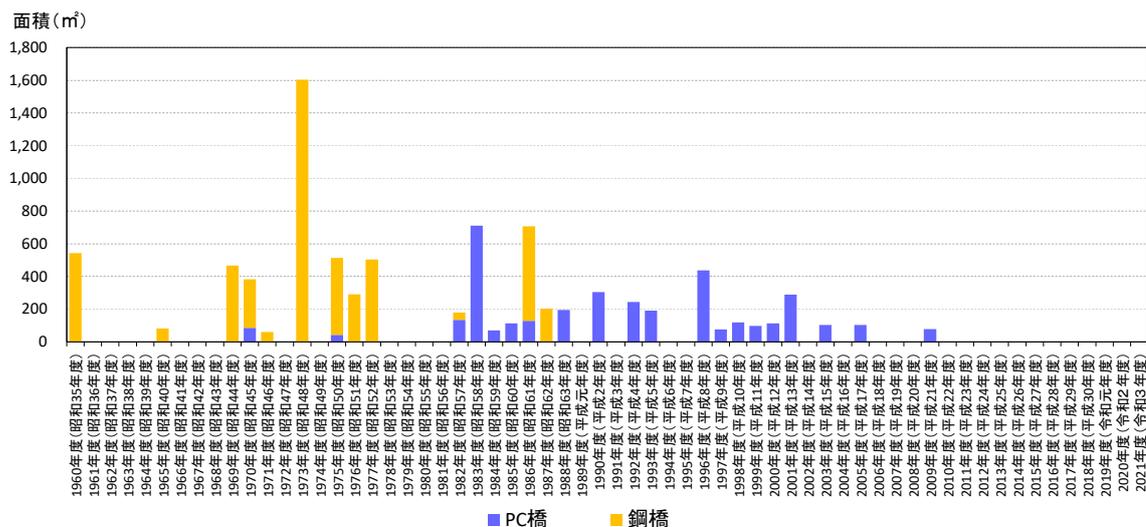
※令和4年3月末現在

②橋梁

本町が管理している町道橋梁は49橋でその総面積は8,413.95㎡、林道橋梁は4橋で総面積は360.80㎡となっています。

令和4年3月末現在、建築後50年以上の橋梁は17.5%ですが、10年後にはその割合が52.7%になることが見込まれます。

■整備年度別橋梁面積

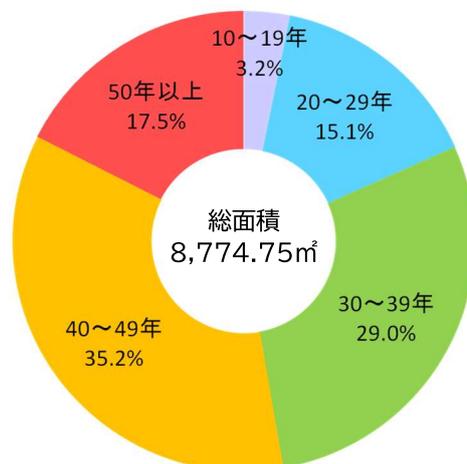


■構造別の橋梁面積(令和4年3月末現在)

区分	構造	橋梁数	面積(㎡)	面積割合(%)
町道橋梁	PC橋	27	3,271.15	37.3
	鋼橋	22	5,142.80	58.6
	小計	49	8,413.95	95.9
林道橋梁	PC橋	4	360.80	4.1
合計		53	8,774.75	100.0

■経過年数別の橋梁面積 (令和4年3月末現在)

経過年数	面積(㎡)	面積割合(%)
10年未満	0.00	0.0
10～19年	284.90	3.2
20～29年	1,320.60	15.1
30～39年	2,546.45	29.0
40～49年	3,090.55	35.2
50年以上	1,532.25	17.5
合計	8,774.75	100.0



③簡易水道施設

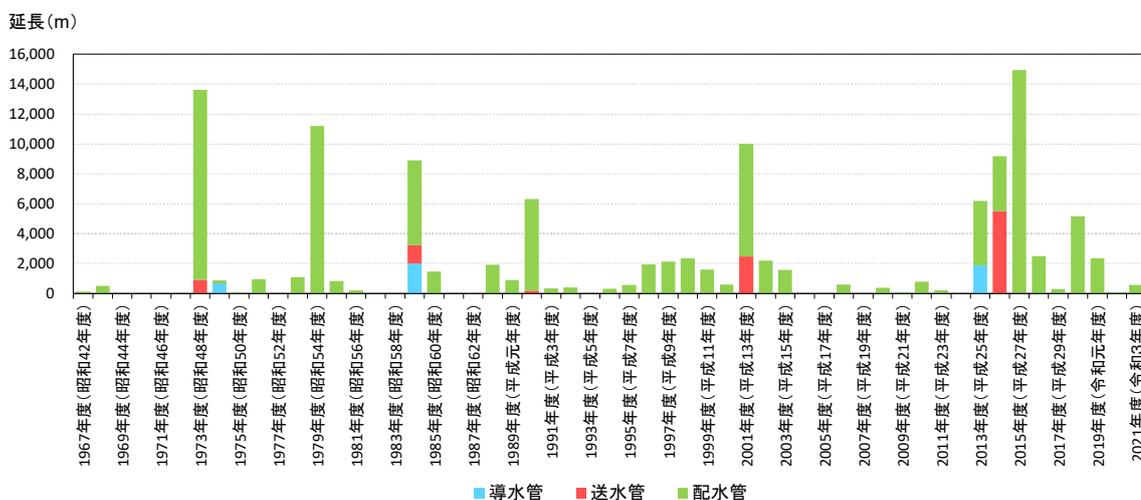
本町の簡易水道は、浄水場として置戸浄水場、秋田浄水場の2か所、ポンプ場が6か所、配水池が7池整備されており、管路の総延長は約115kmが布設されています。

簡易水道施設の管路を経過年数別で見ると、令和4年3月末現在で40年以上を経過している管路は全体の25.4%となっており、その割合は10年後には42.8%になると見込まれます。

■簡易水道施設の概況

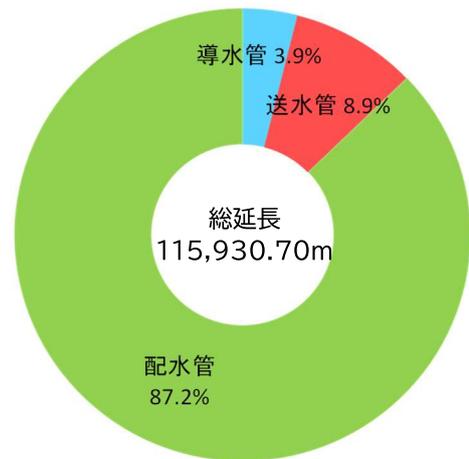
分類	施設名	取得年度	備考
取水施設	置戸三の沢取水施設	1984	巾2.00m×長4.20m
	秋田取水施設・荒ろ過沈砂池	1978	堰高1.0m×巾8.0m
浄水場	置戸浄水場	2017	取水量:2,906m ³ /日
	秋田浄水場	2004	取水量:2,906m ³ /日
ポンプ場	勝山・安住送水ポンプ場	2014	巾3.5m×長4.3m×有効水深1.6m
	北光第2送水ポンプ場	2017	巾1.5m×長4.5m×有効水深2.0m
	秋田第2送水ポンプ場	2017	巾1.5m×長4.5m×有効水深1.5m
	勝山・安住増圧ポンプ場	2018	
	境野一地区増圧ポンプ場	2010	
	境野二地区増圧ポンプ場	1988	
配水池	川南配水池	1990	巾3.5m×長2.6m×有効水深1.5m
	置戸配水池	2015	巾11.4m×長17.5m×有効水深3.0m×2池
	勝山・安住配水池	2014	巾3.5m×長2.6m×有効水深3.0m×2池
	北光営農配水池	2016	巾3.5m×長5.5m×有効水深2.0m
	秋田第1配水池	1978	巾3.0m×長5.5m×有効水深2.5m×3池
	秋田第2配水池	2005	巾2.5m×長5.2m×有効水深2.5m×2池
	幸岡・富岡配水池	2005	巾2.5m×長5.2m×有効水深2.5m×2池

■整備年度別管路延長



■管路種類別延長（令和4年3月末現在）

種類	延長(m)	割合(%)
導水管	4,535.50	3.9
送水管	10,330.36	8.9
配水管	101,064.84	87.2
合計	115,930.70	100.0



■経過年数別管路延長（令和4年3月末現在）

経過年数	延長(m)	割合(%)
10年未満	41,179.43	35.5
10～19年	3,574.74	3.1
20～29年	21,619.71	18.6
30～39年	20,164.12	17.4
40年以上	29,392.70	25.4
合計	115,930.70	100.0



④特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設

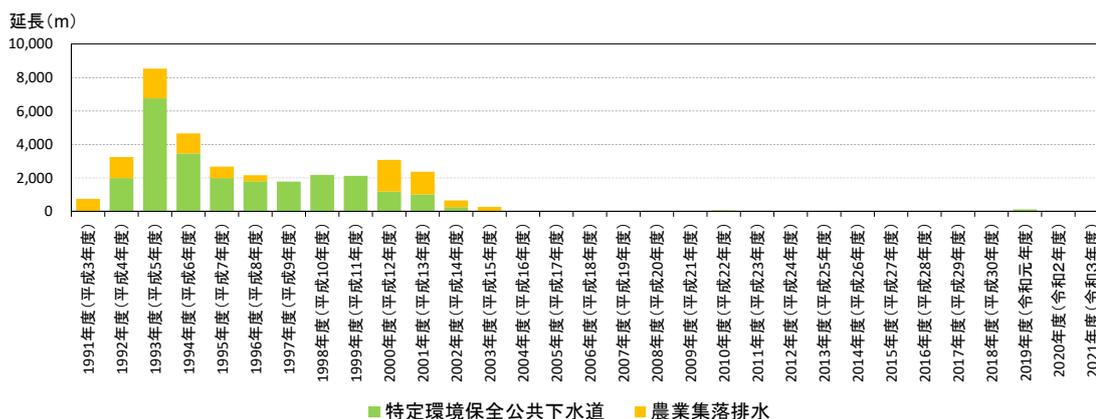
本町では、特定環境保全公共下水道事業は置戸地区を中心とする1処理区で平成7年度から供用を開始しているほか、農業集落排水事業が境野地区及び勝山地区の2処理区で平成6年度から供用を開始しています。

浄化センターは置戸地区、境野地区、勝山地区に整備されているほか、総延長約34.8kmの管路が布設されています。管路布設からの経過年数をみると、30年以上を経過している管路は全体の11.5%となっています。

■浄化センターの概況

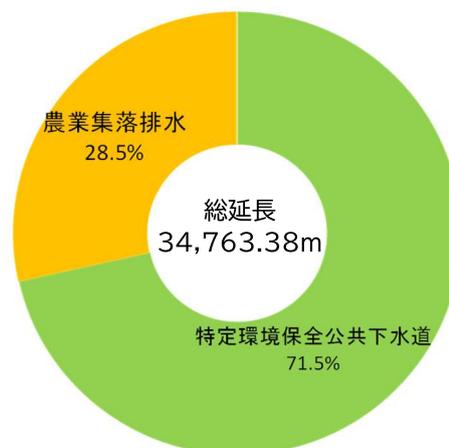
事業	施設名	取得年度	床面積(㎡)	構造
特定環境保全公共下水道事業	置戸浄化センター	2009	1,242.65	鉄筋コンクリート
境野地区農業集落排水事業	境野浄化センター	2009	238.70	鉄筋コンクリート
勝山地区農業集落排水事業	勝山浄化センター	2009	255.55	鉄筋コンクリート

■整備年度別管路延長



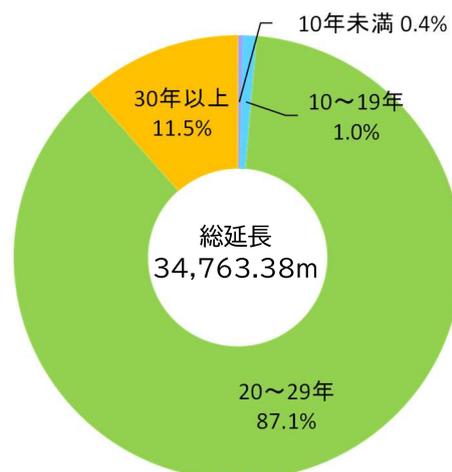
■種類別延長 (令和4年3月末現在)

種類	延長(m)	割合(%)
特定環境保全公共下水道	24,869.24	71.5
農業集落排水	9,894.14	28.5
合計	34,763.38	100.0



■経過年数別管路延長（令和4年3月末現在）

経過年数	延長(m)	割合(%)
10年未満	130.00	0.4
10～19年	341.10	1.0
20～29年	30,287.26	87.1
30年以上	4,005.02	11.5
合計	34,763.38	100.0



⑤減価償却率の推移

インフラ系施設の減価償却率の推移を全体で見ると、平成28年度の62.5%から令和元年度には66.5%となっており、平成28年度から減価償却が進んでいることがうかがえます。

令和元年度の減価償却率を分類別で見ると、道路が75.6%と高くなっており、他のインフラ施設と比べて減価償却が進んでいる状況です。

■減価償却率の推移

分類	減価償却率(%)		
	平成28年度 (A)	令和元年度 (B)	差異 (B-A)
道路	69.7	75.6	5.9
橋梁	50.1	39.8	▲10.3
簡易水道施設	10.0	12.8	2.8
特定環境保全公共下水道施設・ 農業集落排水施設	40.1	46.0	5.9
合計	62.5	66.5	4.0

※平成28年度：平成29年3月末現在、令和元年度：令和2年3月末現在

⑥過去に行った対策の実績

本計画策定時から令和4年度改訂版の策定までに実施した主な対策の概要は以下のとおりです。

■過去に行った対策の実績

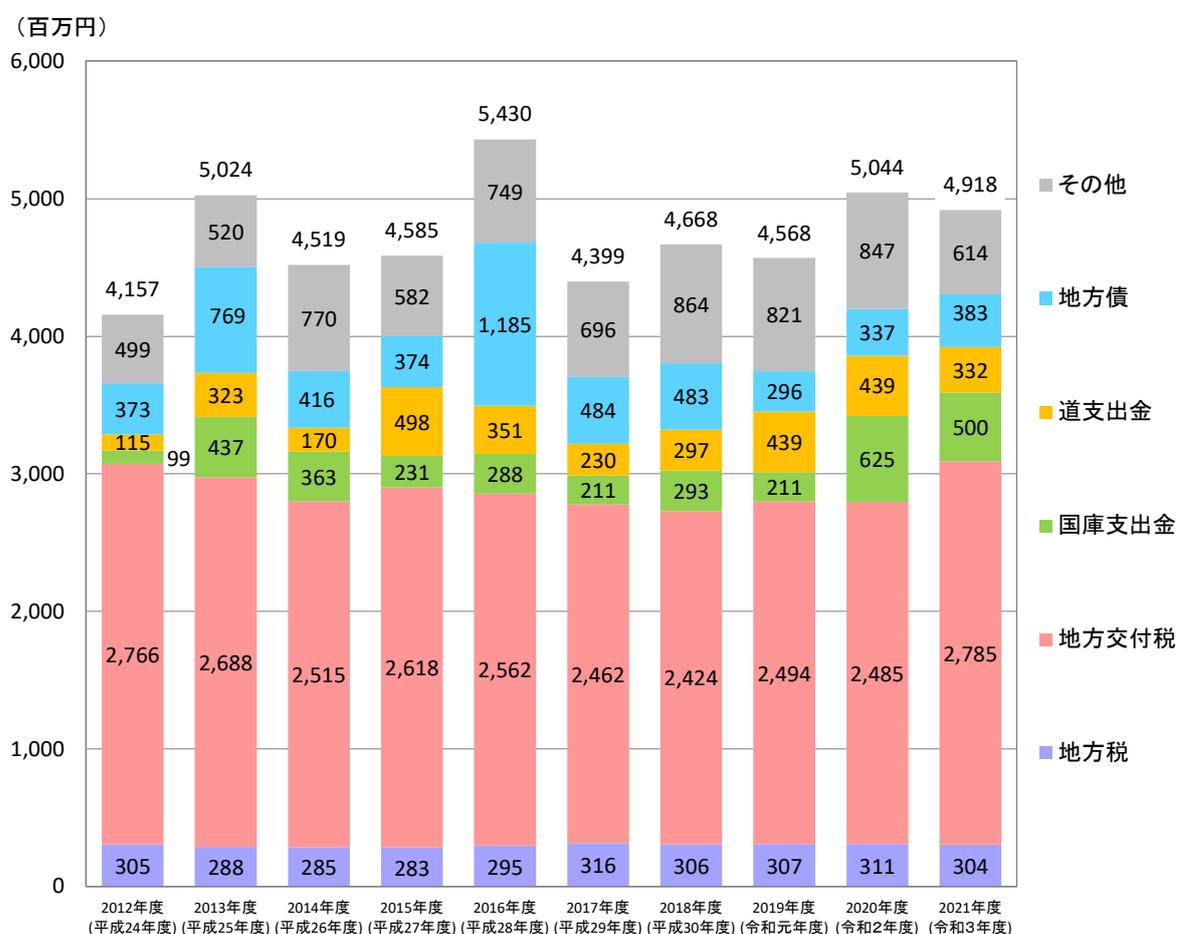
年 度	主 な 内 容
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・町道置戸川南境野線道路舗装修繕工事 ・町道まちなか通り線新設工事 ・町道秋田中里線災害復旧工事 <ul style="list-style-type: none"> ・雨水対策工事 ・簡易水道再編推進事業 ・下水道工事(公共枌設置)
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・町道置戸川南境野線道路舗装修繕工事 ・橋梁長寿命化修繕工事(秋田橋、四号橋、拓友橋、学友橋) <ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道再編推進事業 ・下水道公共枌新設工事(拓殖)
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・町道まちなか通り線新設工事 ・町道置戸川南境野線道路舗装修繕工事 ・橋梁長寿命化修繕工事(拓友橋) ・置戸簡易水道施設配水管布設工事 <ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道再編推進事業(安住中里地区各戸給水管布設) ・置戸簡易水道施設給水支線配水管布設工事
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・道路灯LED化工事 ・雨水対策工事 ・町道置戸川南境野線道路舗装修繕工事 <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁長寿命化修繕工事(中里大橋) ・置戸地区水道管取替工事
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水対策工事 ・橋梁長寿命化修繕工事(七尾橋) ・置戸地区水道管漏水修繕工事 <ul style="list-style-type: none"> ・境野高台地区水道管取替工事 ・秋田浄水場計装設備取替工事 ・置戸浄化センター污泥脱水装置改修工事
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・町道秋田留辺薬線改修工事 ・町道置戸川南境野線道路舗装修繕工事 ・橋梁長寿命化修繕工事(日の出橋) ・境野高台地区水道管取替工事 <ul style="list-style-type: none"> ・境野高台地区給水管布設工事 ・秋田浄水場計装設備取替工事 ・営農用水施設設備改修工事 ・置戸地区排水管移設工事

4. 財政動向

(1) 歳入決算額

本町の歳入決算額の合計は平成24年度から令和3年度にかけて平均47.3億円で推移してきました。令和3年度歳入決算額の内訳をみると、地方交付税が全体の56.6%を占めており、地方税は6.2%にとどまっている状況です。

■歳入決算額の推移



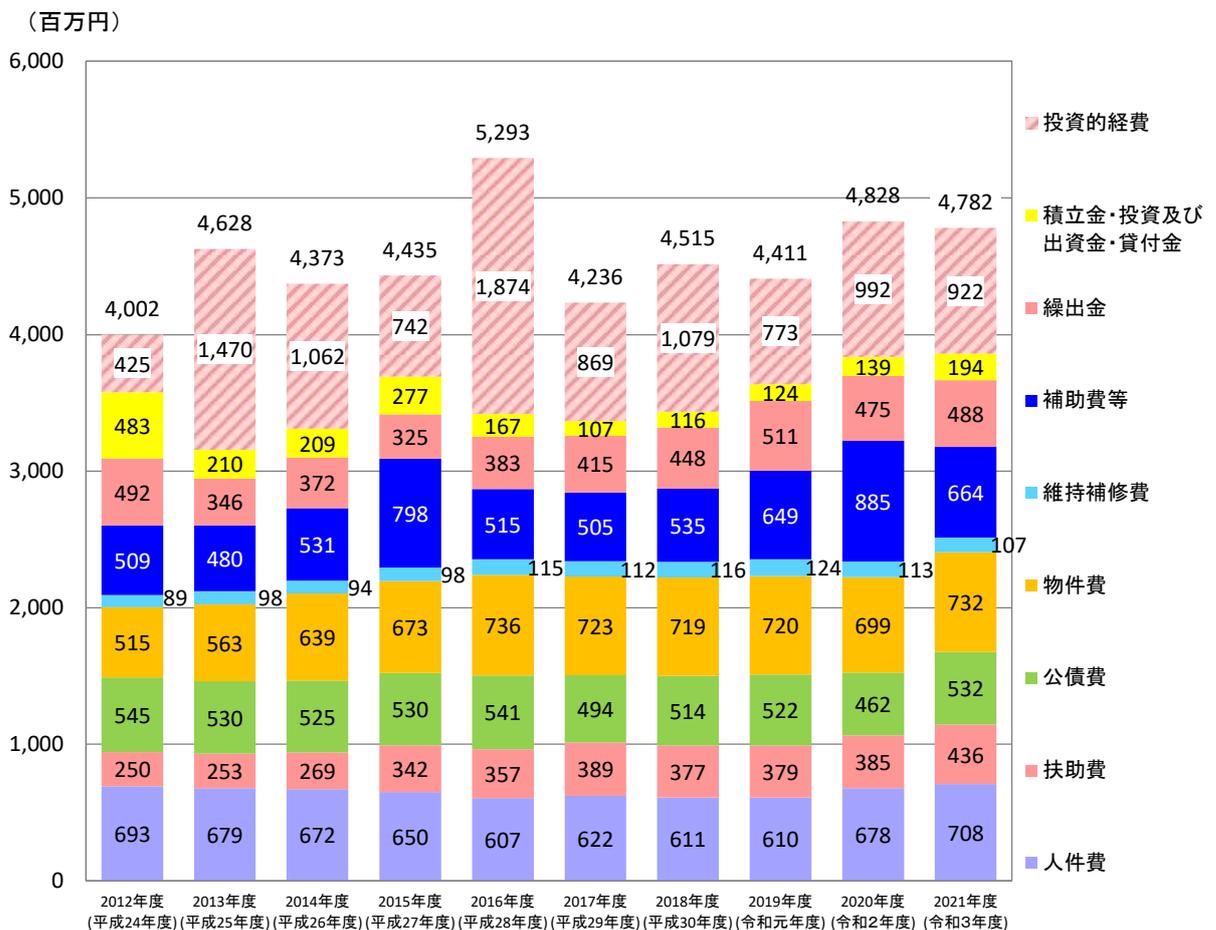
※百万円未満は四捨五入して表記しているため、合計が合わない場合があります。

(2) 歳出決算額

本町の歳出決算額の合計は平成24年度から令和3年度にかけて平均45.5億円で推移してきました。歳出決算額内訳のうち義務的経費(人件費、扶助費及び公債費の合計)は令和2年度まで概ね横ばいに推移していましたが、令和3年度は増加し、約16.8億円で全体の35.0%を占めている状況です。

歳出決算額内訳の中では主に扶助費及び物件費が増加傾向にあり、建物の建設等にあてられる投資的経費や維持管理に係る費用の財源不足が懸念されます。

■歳出決算額の推移



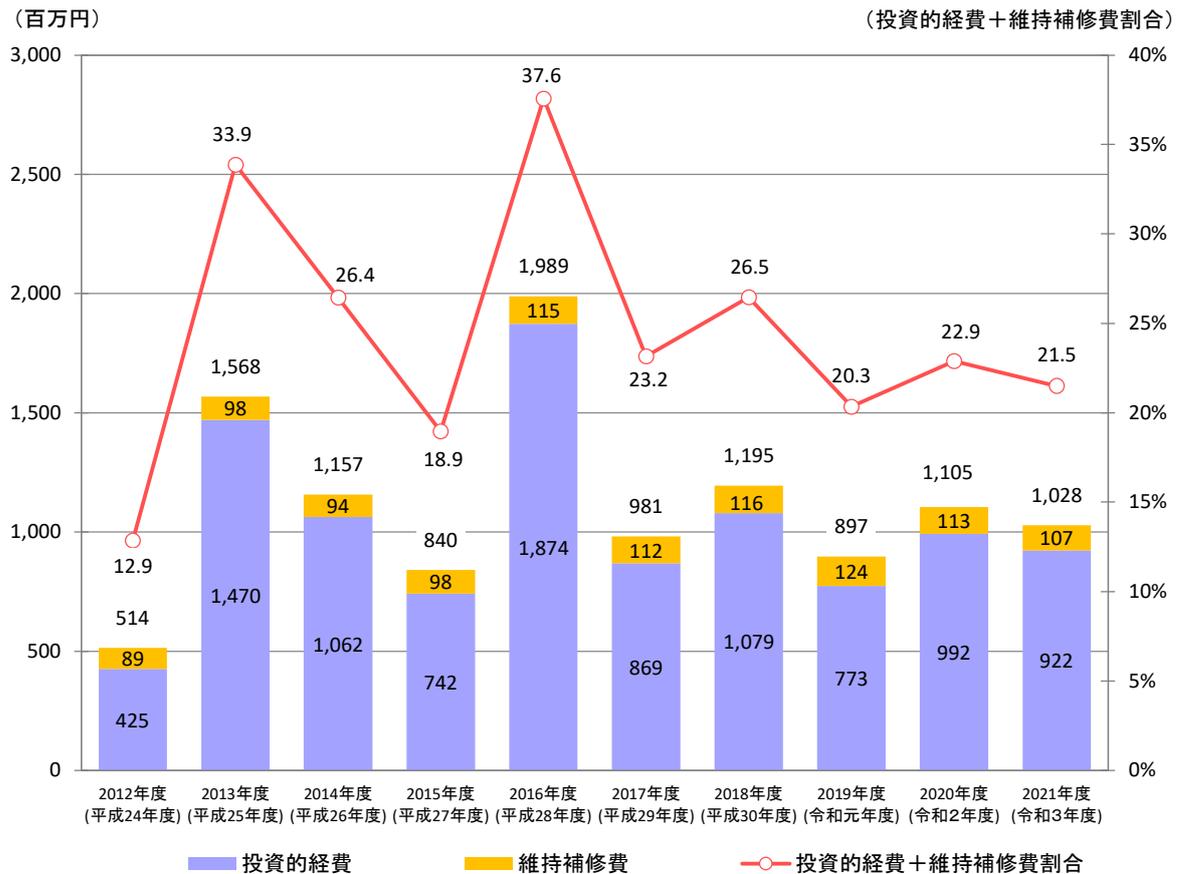
※百万円未満は四捨五入して表記しているため、合計が合わない場合があります。

(3) 投資的経費及び維持補修費

投資的経費及び維持補修費の合計額は、平成24年度から令和3年度までの間で約5.1億円から約19.9億円で推移しており、平均は約11.3億円となっています。

投資的経費及び維持補修費の合計額を歳出総額に占める割合でみると、平成28年度が37.6%で最も高く、平成29年度以降は20%台で推移しています。

■投資的経費及び維持補修費の推移



※百万円未満は四捨五入して表記しているため、合計が合わない場合があります。

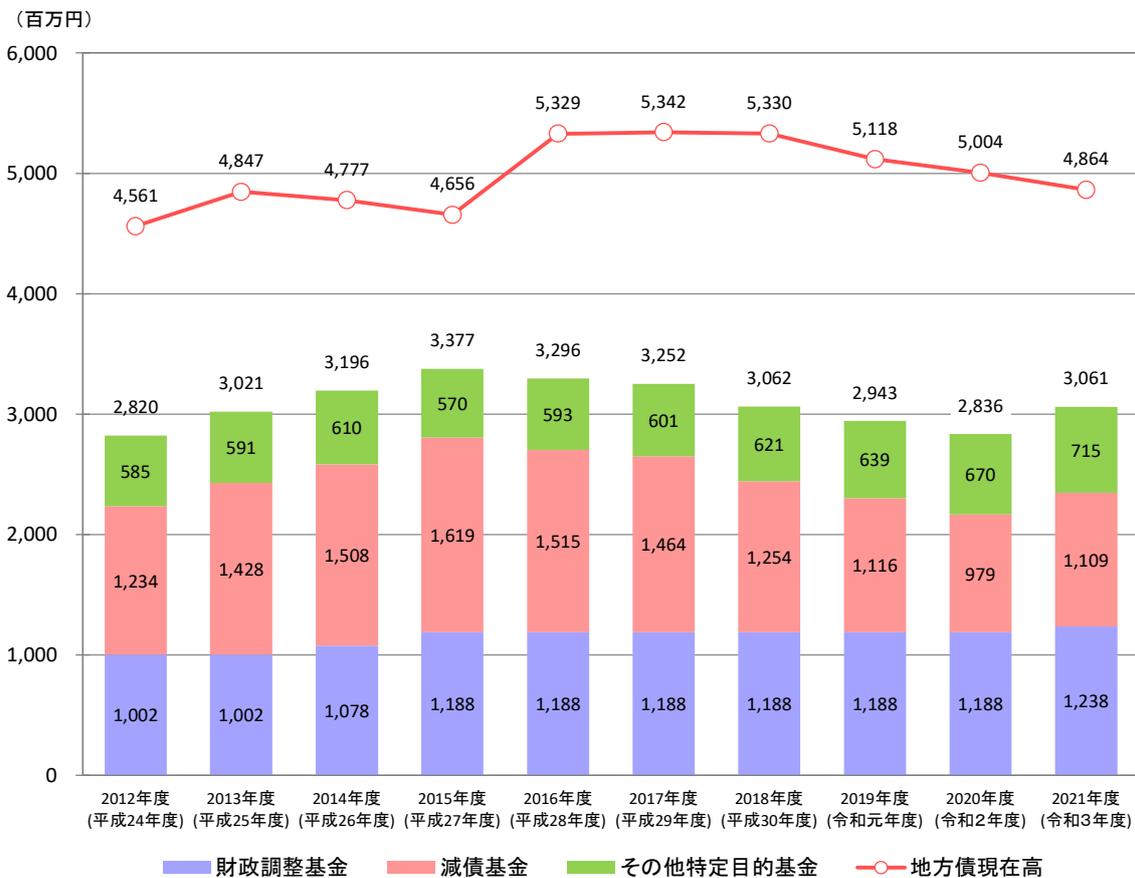
(4) 基金残高及び地方債現在高

基金残高は平成27年度の約33.8億円から令和2年度の約28.4億円まで減少が続いていましたが、令和3年度は約30.6億円増加に転じています。

令和3年度の内訳をみると、財政の健全運営に向けた基金である財政調整基金が40.4%で最も多く、次いで減債基金が36.2%の状況です。

地方債現在高は平成28年度に上昇した後、横ばいから減少に転じており、令和3年度は約48.6億円となっています。

■基金残高及び地方債現在高の推移



※百万円未満は四捨五入して表記しているため、合計が合わない場合があります。

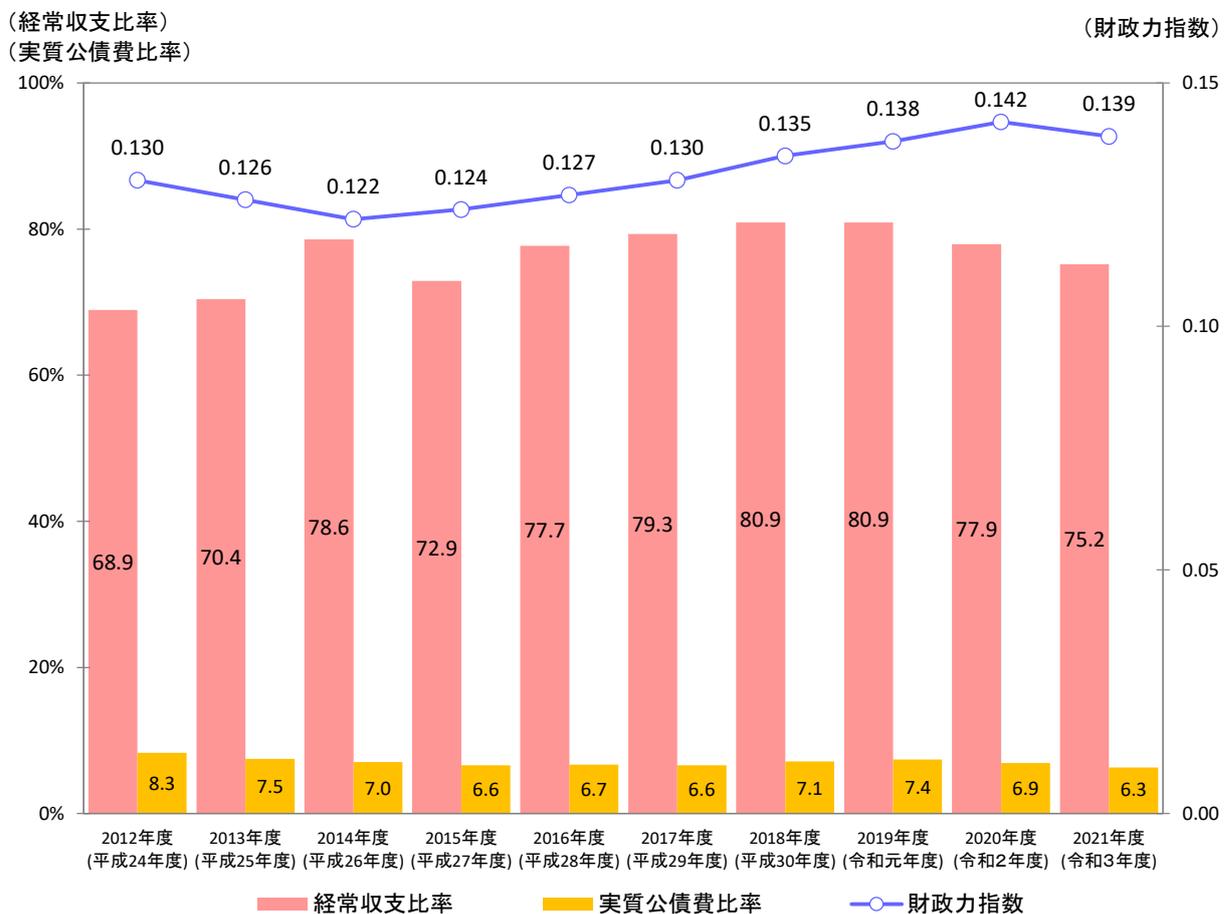
(5) 財政指標

財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成27年度の72.9%から増加傾向にありましたが、令和2年度から減少に転じ、令和3年度は75.2%となっています。

公債費に準ずる経費による財政への負担度合いを示す実質公債費比率は、平成24年度の8.3%から減少傾向となっており、令和3年度は6.3%で地方債の発行に国の許可が必要となる18%を大きく下回っています。

財政力を示す指標として用いられる財政力指数は平成26年度の0.122から増加傾向がみられ、令和3年度は0.139となっています。

■ 財政指標の推移



5. 現状及び課題に関する基本認識

(1) 施設の老朽化

公共施設(建築物)については築40年を経過した建物が全体の32.5%あり、近い将来にこれらは建て替えまたは大規模改修の時期を迎えます。一方で社会情勢の変化に伴い公共施設に求められる役割も変化しており、こうした需要の変化に適応していくことも求められます。

また、インフラ系施設については、円滑な都市機能を支えるため安全かつ恒久的な整備が必須です。しかしながらその更新等に要する費用は非常に大きなものとなることが予想されるため、どれだけコストを削減できるのかが重要な課題となっており、適切な計画に基づく効率的な維持管理が求められます。

(2) 今後予想される厳しい財政状況

社会保障関係経費の増加や生産年齢人口の減少に伴い、これまで以上に厳しい財政状況が予想されます。

この状況に対応していくためには、公共施設の長寿命化を推進し、財政負担の軽減と平準化を図るとともに、既存の公共施設の有効活用や新規整備の抑制、統合(集約、複合化、転用)・廃止等による総量の最適化に取り組むことが必要です。

さらに、維持管理方法の見直しや指定管理者制度をはじめとする民間活力の導入によるライフサイクルコストの縮減と併せ、既存事業の見直し、使用料の適正化による財源の確保等を推進していくことも求められます。

(3) 脱炭素化への対応(地球温暖化対策の推進)

世界規模で起きている人口増加や経済活動の拡大によるエネルギー需要の増加等を背景とした温室効果ガスの大量排出によって、環境負荷が増大しています。

地球環境の持続可能性を高めるために、「脱炭素社会の実現」が世界の共通認識となっており、日本は「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする(カーボンニュートラル)」目標を掲げました。

本町では平成23年3月に置戸町地球温暖化対策実行計画を策定し、公共施設における温室効果ガスの排出量削減を推進してきましたが、建設費が高く耐用年数が長い公共施設の脱炭素化を効率的に推進するためには、建て替えや大規模改修の時機に合わせて再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギー化に取り組むことが必要となります。

第3章 公共施設等の将来の見通し

1. 公共施設（建築物）

現在保有している全ての公共施設を維持すると仮定した場合の、大規模改修・更新に係る将来の費用(推計期間である今後40年間分)を算出します。

なお、各施設の大規模改修・更新に係る将来の費用(以下「将来費用」という。)は、以下の条件で算出します。

◆対象費用

- ・大規模改修費、更新費、維持管理費

◆算出方法

- ・公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の算出方法に準じます。
※施設ごとに、「更新年数・大規模改修時期」に達した時点で、延床面積に「単価表」に示すそれぞれの単価を乗じ、40年間における総額を算出しています。

◆単価表（公共施設等更新費用試算ソフトの初期値を参考に設定）

分類	大規模改修 (万円/㎡)	更新(建て替え) (万円/㎡)
コミュニティ施設	25	40
社会教育施設	25	40
スポーツ関連施設	20	36
産業関連施設	25	40
学校教育施設	17	33
子育て支援施設	17	33
福祉施設	20	36
庁舎等行政関連施設	25	40
町有住宅等	17	28
公園	17	33
その他	25	40

(1) 法定耐用年数で建て替える場合の推計

《建て替え及び大規模改修の時期》

◆建て替え：法定耐用年数で更新(建て替え)を実施し、単年度に負担が集中しないように費用を3年間に分割します。

※休止中施設など今後建て替えを予定していない施設に関しては建て替えの対象外とします。

※既に建て替え時期を過ぎている場合は、今後10年間で均等に建て替えを行うと仮定します。

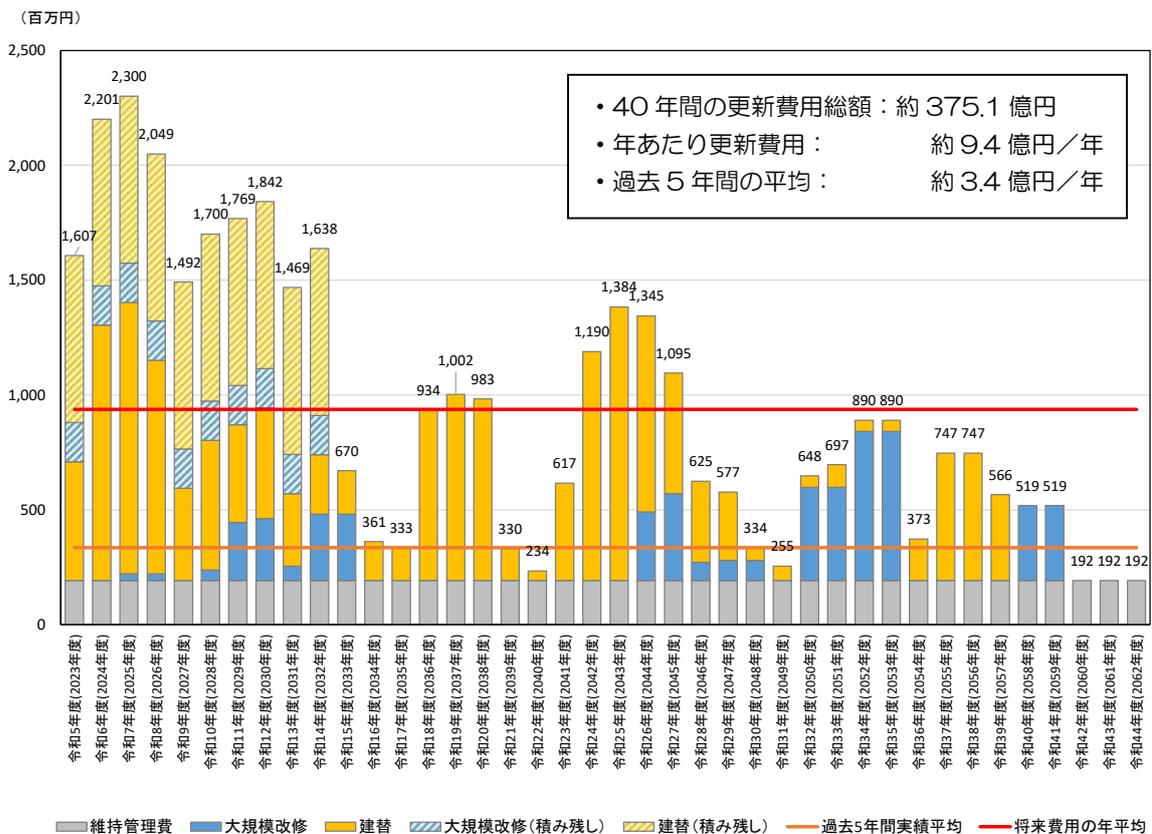
◆大規模改修：法定耐用年数の1/2を経過した時点で大規模改修を実施し、単年度に負担が集中しないように費用を2年間に分割します。

※既に大規模改修時期を過ぎている場合は、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定します。ただし、今後20年以内に建て替えがある場合は大規模改修を実施しないこととします。

法定耐用年数で建て替える場合の公共施設の建て替え・大規模改修費用を試算した結果、今後40年間で合計約375.1億円、年平均では約9.4億円/年になると見込まれます。

過去5年間の公共施設に係る工事費の平均額は約3.4億円であるため、年あたり約6.0億円不足する見込みとなり、約64%の縮減が必要となります。

■公共施設の更新費用推計結果



(2) 法定耐用年数から長寿命化した場合の推計

《建て替え及び大規模改修の時期》

◆建て替え：法定耐用年数+10年で更新(建て替え)を実施し、単年度に負担が集中しないように費用を3年間に分割します。

※休止中施設など今後建て替えを予定していない施設に関しては建て替えの対象外とします。

※既に建て替え時期を過ぎている場合は、今後10年間で均等に建て替えを行うと仮定します。

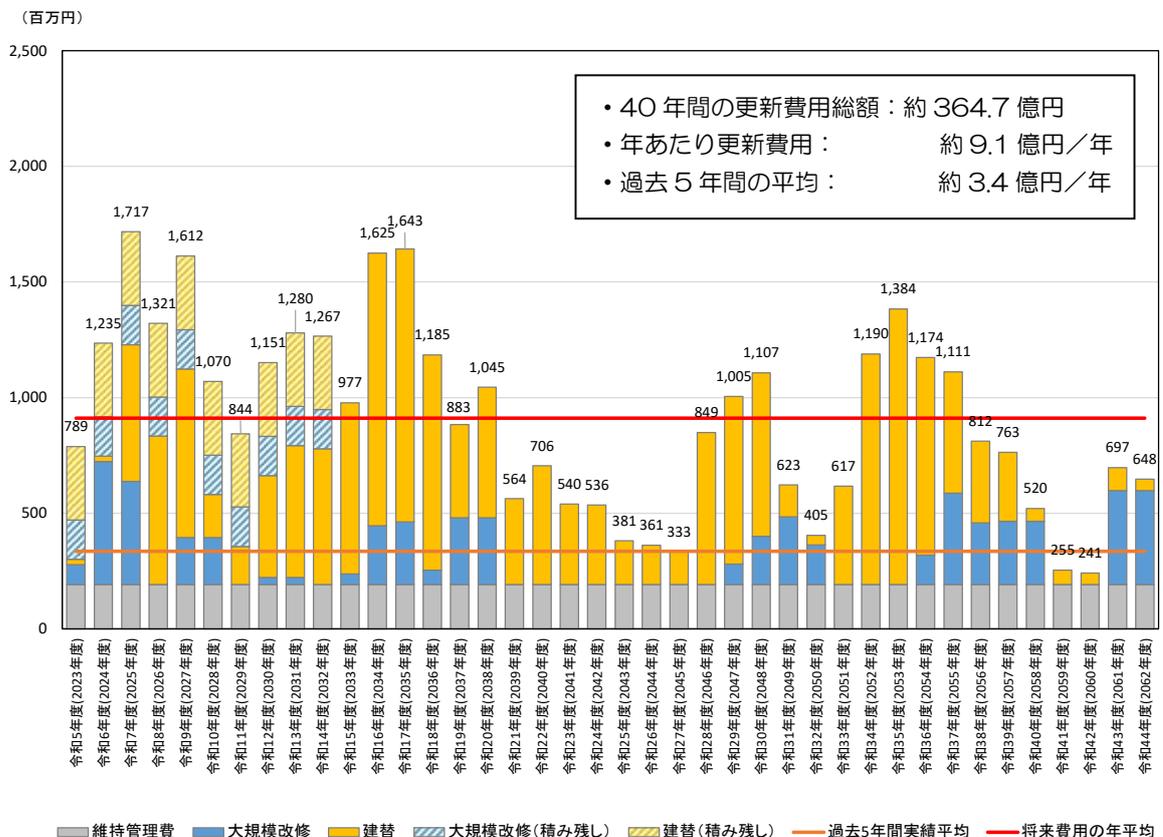
◆大規模改修：法定耐用年数+10年の1/2を経過した時点で大規模改修を実施し、単年度に負担が集中しないように費用を2年間に分割します。

※既に大規模改修時期を過ぎている場合は、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定します。ただし、今後20年以内に建て替えがある場合は大規模改修を実施しないこととします。

建て替え時期を法定耐用年数から10年延長した場合の公共施設の建て替え・大規模改修費用を試算した結果、今後40年間で合計約364.7億円となり、法定耐用年数で建て替える場合の試算結果と比べて約10.4億円(年あたりでは約0.3億円)の縮減を図ることができます。

法定耐用年数から10年延長した場合でも、建て替え及び大規模改修費用は年度によって波があるため、費用の平準化を踏まえた建て替えや大規模改修の計画的な推進が必要となります。

■公共施設の更新費用推計結果



(3) 更新対象施設を絞り込んだ場合の推計

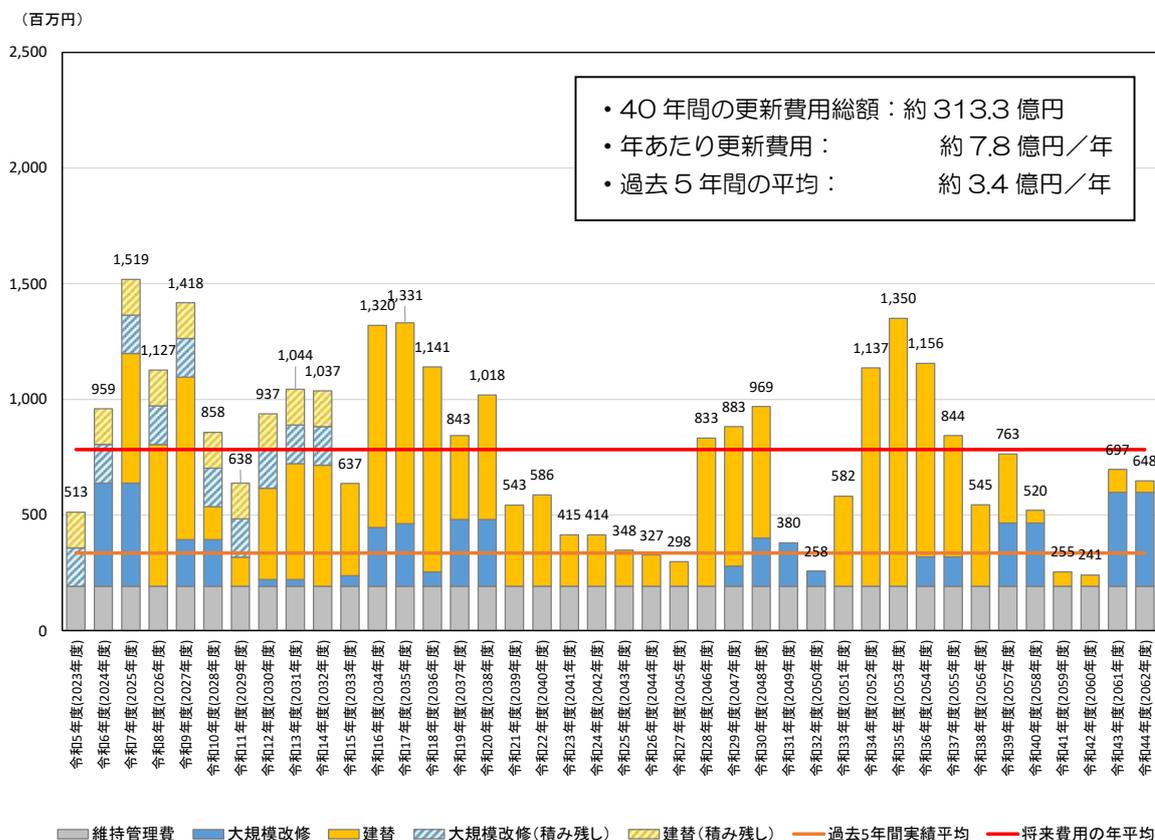
「建替え及び大規模改修の時期」

- ◆建替え対象施設: 利用休止施設、職員住宅、教員住宅等を除く公共施設
- ◆建替え: 法定耐用年数+10年で更新(建替え)を実施し、単年度に負担が集中しないように費用を3年間に分割します。
 ※休止中施設など今後建替えを予定していない施設に関しては建替えの対象外とします。
 ※既に建替え時期を過ぎている場合は、今後10年間で均等に建替えを行うと仮定します。
- ◆大規模改修: 法定耐用年数+10年の1/2を経過した時点で大規模改修を実施し、単年度に負担が集中しないように費用を2年間に分割します。
 ※既に大規模改修時期を過ぎている場合は、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定します。ただし、今後20年以内に建替えがある場合は大規模改修を実施しないこととします。

建替え対象施設を主要公共施設に絞り込み、建替え時期を法定耐用年数から10年延長した場合の公共施設の建替え・大規模改修費用を試算した結果、今後40年間で合計約313.3億円となり、法定耐用年数で建替える場合の試算結果と比べて約61.8億円(年あたりでは約1.6億円)の縮減を図ることができます。

建替え対象施設を絞り込んだ場合でも過去5年間の実績平均を大きく上回っているため、施設の建替え時期には施設の統廃合及び複合化の検討は必要不可欠であると考えられます。

公共施設の更新費用推計結果



2. インフラ系施設

(1) 道路

過去の道路補修にかかった費用の実績を基に、補修に係る将来の費用を算出します。

◆対象費用

・道路補修費

◆算出方法

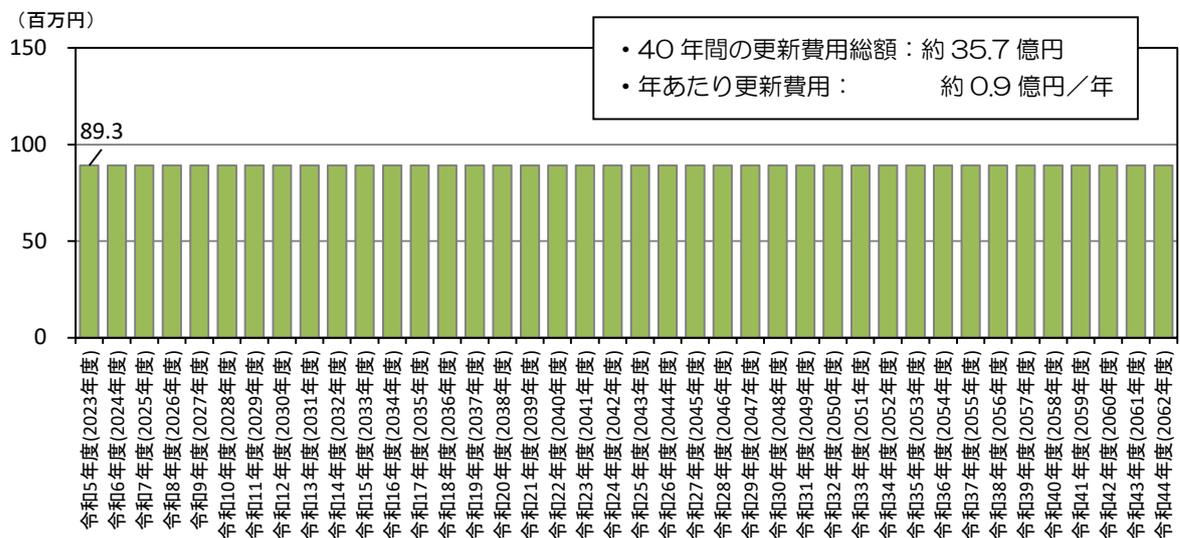
・過去5年間に道路更新・補修にかかった平均費用が今後も継続すると仮定して算出します。

試算結果は、今後40年間で合計約35.7億円、年平均で約0.9億円／年になると推計されます。

公共施設等更新費用試算ソフトの初期値として、道路の更新年数は15年と設定されていますが、15年で管理している全ての道路を更新することができないと考えられます。

そのため、必要に応じて道路の小修繕を行いながら、交通量や路面の劣化状況、重要度などから総合的に判断し、今後更新する路線の優先度を決定することが必要となります。

■道路の補修費用推計結果



(2) 橋梁

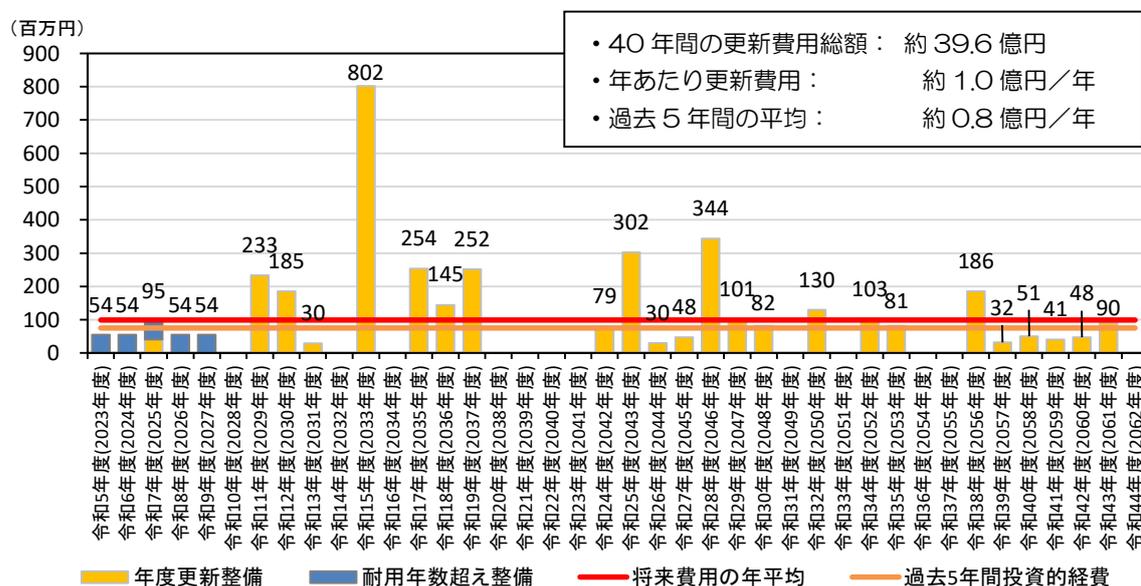
現在管理している全ての橋梁を架け替えると仮定した場合の、将来の費用を算出します。

- ◆対象費用
 - ・更新費
- ◆算出方法
 - ・公共施設等更新費用試算ソフト(総務省提供)の算出方法に準じます。
- ◆更新年数
 - ・公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である60年とします。

全ての橋梁を更新すると仮定した場合の試算結果は、今後40年間で合計約39.6億円、年平均では約1.0億円/年になると推計されます。

過去5年間の実績平均は約0.8億円/年であり、推計値は実績平均と比べて約0.2億円/年の不足となります。そのため、橋梁の点検等に基づく修繕工事により長寿命化を図り、更新費用を縮減していく必要があります。

■橋梁の更新費用推計結果



(3) 簡易水道施設

現在管理している簡易水道の全ての管路と建築物を更新すると仮定した場合の、更新に係る将来の費用を算出します。

◆対象費用

- ・管路：管路の更新費
- ・建築物：大規模改修費、更新費

◆算出方法

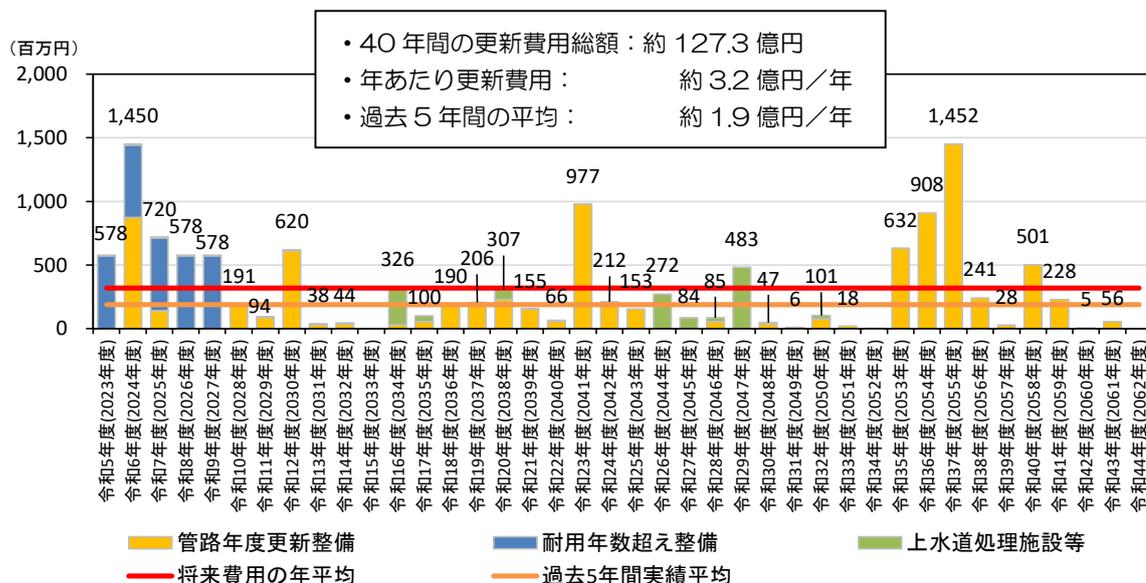
- ・管路：公共施設等更新費用試算ソフト(総務省提供)の「管径別年度別延長による算定方法」に準じます。
- ・建築物：公共建築物に準じて算出しています。

◆更新年数

- ・建築物は30年で大規模改修、60年で更新することとします。
- ・法定耐用年数を超過している建築物は今後5年間で均等に費用負担を配分することとします。
- ・管路は公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である40年とします。

全ての管路と建築物を更新すると仮定した場合の試算結果は、今後40年間で合計約127.3億円、年平均では約3.2億円/年に上ると推計されます。そのため、今後は過去5年間の実績平均の約1.9億円を大きく上回る費用が必要になると考えられます。

■簡易水道施設の更新費用推計結果



(4) 特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設

現在管理している特定環境保全公共下水道施設及び農業集落排水施設の全ての管路と施設を更新すると仮定した場合の、更新に係る将来の費用を算出します。

◆対象費用

- ・管路:更新費
- ・建築物:大規模改修費、更新費

◆算出方法

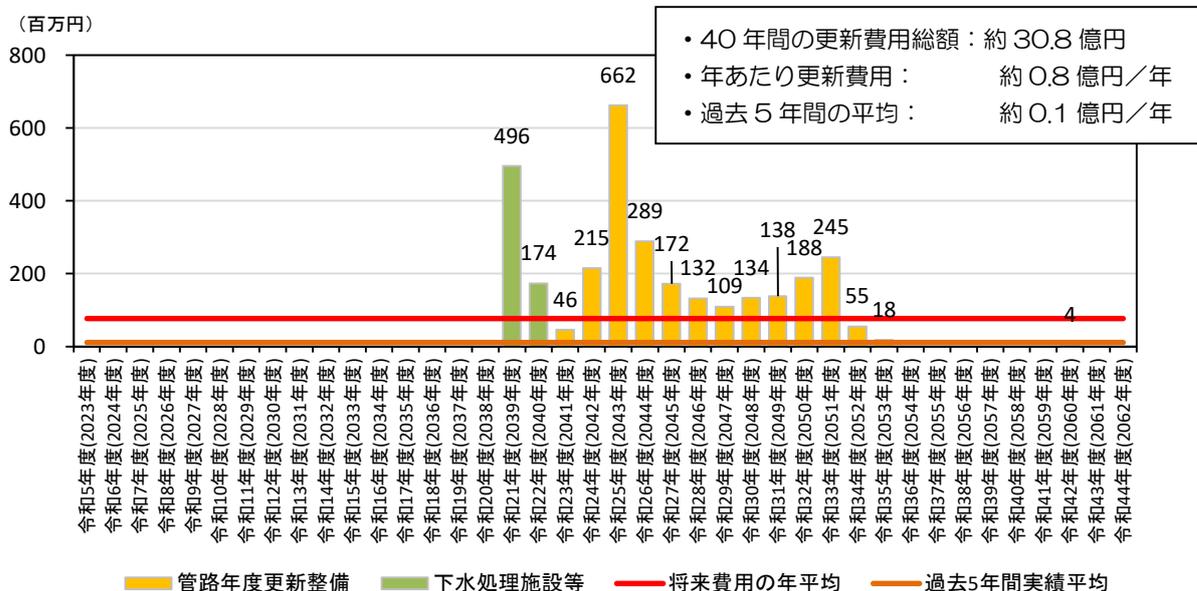
- ・管路:公共施設等更新費用試算ソフト(総務省提供)の「管径別年度別延長による算定方法」に準じます。また、新設分は直近の布設計画が今後も継続すると仮定します。
- ・建築物:公共建築物に準じて算出しています。

◆更新年数

- ・建築物は30年で大規模改修、60年で更新することとします。
- ・管路は公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である50年とします。

全ての管路及び建築物を更新すると仮定した場合の試算結果は、今後40年間で合計約30.8億円、年平均では約0.8億円/年に上ると推計されます。そのため、今後は過去5年間の実績平均の約0.1億円を大きく上回る費用が必要になると考えられます。

■特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設の更新費用推計結果



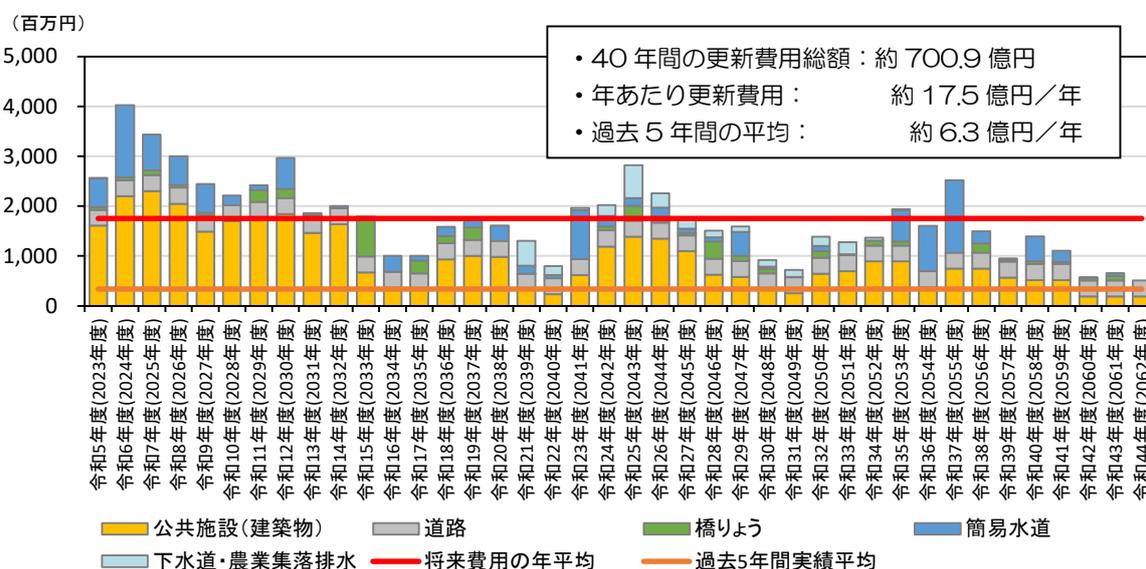
3. 維持管理・更新等に係る経費の見通し

公共施設を法定耐用年数で建て替える場合、公共施設等に係る40年間の更新費用総額は約700.9億円、年平均では約17.5億円／年と推計されます。

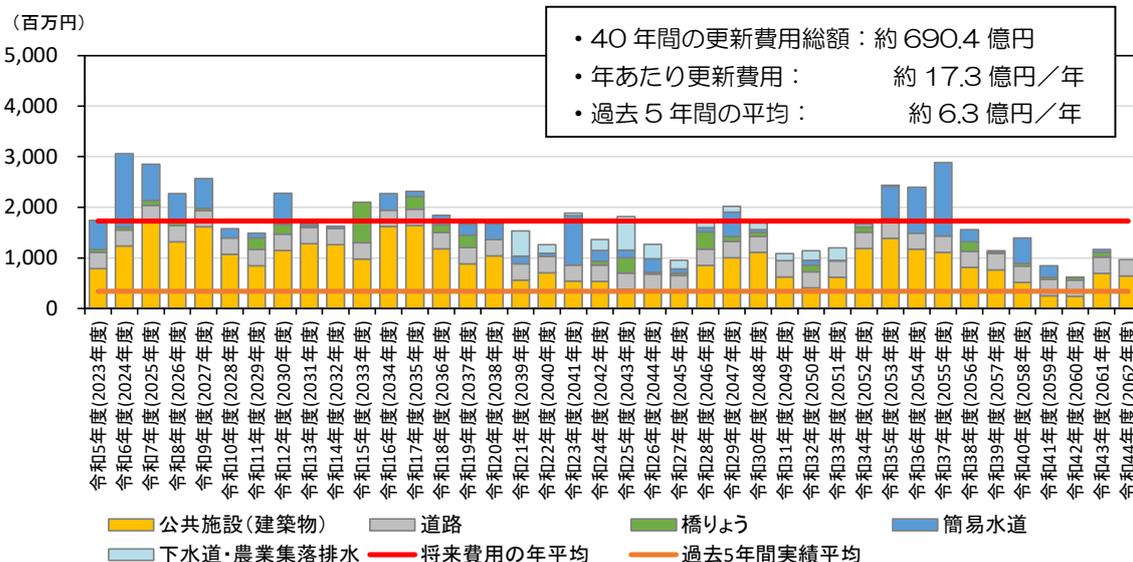
公共施設を法定耐用年数+10年で建て替える場合の40年間の更新費用総額は約690.4億円、年平均は約17.3億円、さらに更新対象施設を絞り込んだ場合の更新費用総額は約639.1億円、年平均は約16.0億円と推計されます。

公共施設を法定耐用年数+10年で建て替えても、更新費用総額を大きく低減させることはできないと考えられるため、老朽化状況や利用状況、安全性などを勘案しながら更新や大規模改修の優先度を検討するとともに、更新時には施設の複合化や統廃合を推進していくことが今後求められます。

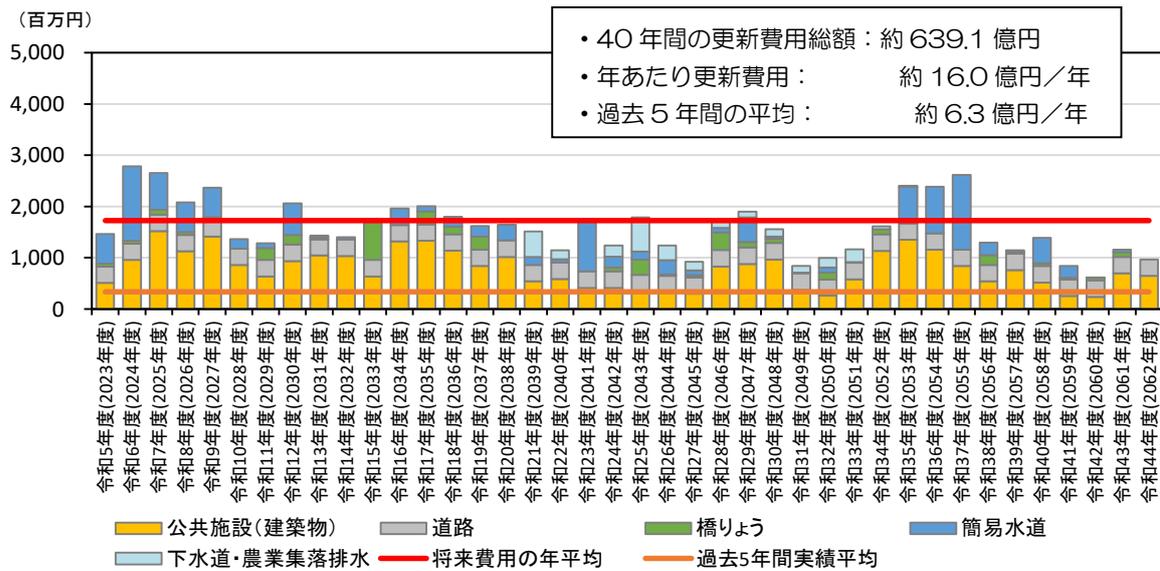
■公共施設等に係る将来費用の推計結果(基準パターン)



■公共施設等に係る将来費用の推計結果(長寿命化パターン)



■公共施設等に係る将来費用の推計結果(更新対象施設を絞り込みパターン)



第4章 公共施設等の管理に関する基本方針

1. 基本的な考え方

公共施設等は町民の大切な財産であり、その財産を守るためには、施設を計画的に維持管理するとともに、将来にわたって町民の理解が得られるサービス水準を確保する必要があります。

しかしながら、今後想定される厳しい財政状況の中で、公共施設等に投資できる限られた予算を適切に執行するためには、町民ニーズの量や質の変化を適切に捉え、総合的で効率的・効果的な施設運営が求められます。

これらを踏まえ、本町では、公共施設マネジメントの基本点な考え方である「量」と「質」及び「コスト」の視点から公共施設を見直し、持続可能な町民サービスの提供を図ります。

計画の3つの視点:「量の見直し」「質の見直し」「コストの見直し」

量

・社会経済情勢や需要の変化に見合う施設の供給のあり方や量の見直し

質

・施設の安全性、快適性、利便性の確保と柔軟なサービス形態

コスト

・施設の維持管理、更新に係るコストの削減

(1) 「量」に関する基本的な考え方

本町の人口は、年々減少傾向にあります。こうした人口減少社会の到来も一つの要因となり、将来の財政の見通しは厳しい状況にあるといえます。

今後は、限られた財源の中で、公共施設の有効活用とともに町民ニーズにあったサービスの提供を行う必要があります。その際、今後の人口動向や地域の状況、将来の町民ニーズに配慮するなど、社会経済情勢や需要の変化に見合う公共施設の供給量や適正な施設配置等を検討します。

(2) 「質」に関する基本的な考え方

本町が保有する公共施設のうち、築30年以上経過した施設は、全体延床面積の62.0%を占めています。法定耐用年数が経過したからといって直ちに施設の使用ができなくなるものではないものの、今後老朽化の進行により、大規模改修及び建て替えの時期が集中することが想定されます。

安心・安全で魅力あるサービスを提供できる公共施設を次世代へ引き継いでいくため、施設の健

全維持を図り、できるだけ施設を長く使用するとともに、提供サービスのレベルが低下しないよう、時代の変化に応じた改修を推進します。

また、民間企業等が持つノウハウの積極的な活用を図るため、指定管理者制度、PPP/PFI等の活用体制を検討します。

(3)「コスト」に関する基本的な考え方

本町の財政の見通しは今後も厳しい状況にあるといえるため、公共施設の整備や大規模改修及び管理運営等については、ライフサイクルコストを考慮し、経済的な整備手法や効率的な管理運営等を検討する必要があります。

今後は、限られた財源の中で日常の維持管理費や管理運営費、さらには将来の更新や大規模改修等に係る費用を確保していくため、効率的・効果的な施設整備・運営実現のための新たな取組や工夫を進めていきます。

2. 公共施設等の計画的な管理に関する基本方針

(1) 点検・診断等の実施方針

日常点検と定期点検・臨時点検などを必要に応じて実施するとともに点検履歴を記録し、施設の老朽化対策に活用します。点検にあたっては、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を中心に診断を実施します。また、施設の長寿命化を図るために、快適性や環境負荷の影響等についても評価を実施します。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

①維持管理・修繕の実施方針

修繕や小規模改修に対しては、建物の所管課による役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を維持するとともに、建物の環境を常に衛生的な状態に維持するため、清掃を定期的を実施し、快適性を高めます。

また、維持管理及び修繕内容の管理を計画的・効率的に行うことによって、費用を平準化し、トータルコストの縮減を目指します。

②更新等の実施方針

建物を更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点からも土地や建物について単独更新以外の統合や複合化についての検討を行います。

また、省エネルギー化を図るための施設の改修工事等には高額な費用が掛かるため、通常の改修工事や設備更新の時機に合わせて省エネルギー化の改修工事等を実施するなど、費用対効果が高い方策を検討します。

(3) 安全確保の実施方針

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。さらに、災害時に防災拠点や避難所となる公共施設(建築物)もあることから、点検の結果、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえ計画的な改修、解体、撤去を検討します。

また、今後利用見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除去するなどの対策を講じ、安全性の確保を図ります。

(4) 耐震化の実施方針

町有建築物は、平常時における住民利用の安全性はもとより、災害時の拠点施設としての機能保持の観点からも耐震性の確保が強く求められているため、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性(耐震性)についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時を想定した十分な施設維持管理に努めます。

また、今後耐震化を進める必要のあるインフラ系施設として水道施設の管路があります。今後の布設替えの際には費用面を考慮しながら、耐震適合性のある管の採用を順次進めていきます。

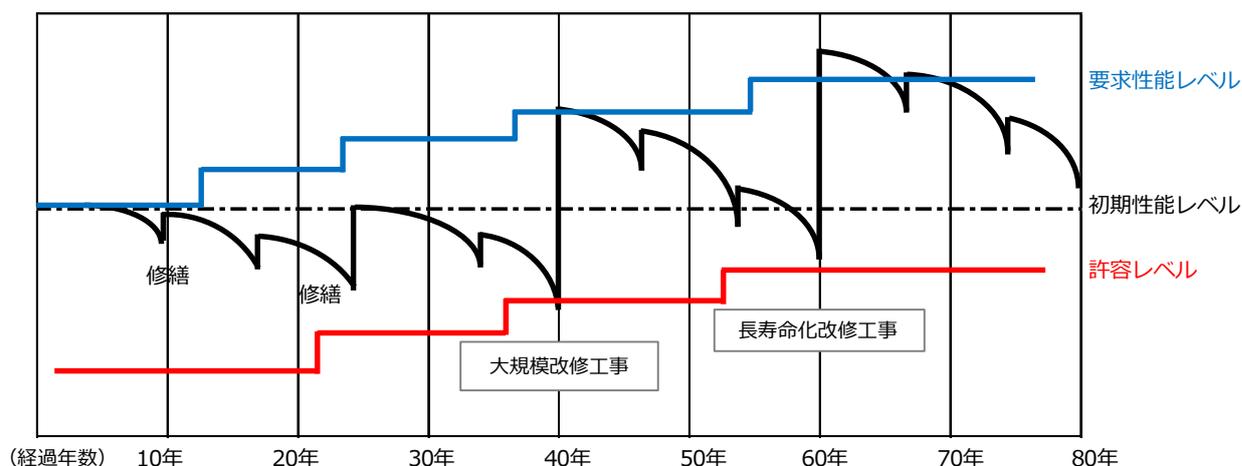
(5) 長寿命化の実施方針

点検・保守・修繕、清掃を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状態に保ち、さらに定期的な施設診断によって、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正する「総合的かつ計画的な管理」に基づいた予防保全を行うことにより、公共施設等の長期使用を図ります。

施設には計画的な保全が求められますが、一般的に建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができますが、40年を経過すると、点検・保守による修繕・小規模改修工事では性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。

また、要求性能レベルは、時間が経つにつれてその後建てられた新築建造物と比較されることにより上昇します。すなわち、要求性能レベルのプラスの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。建て替え周期は、大規模改修工事を経て60年としますが、その時点で診断を行い、さらに使用が可能であれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用し、コストを削減することも検討します。

【長寿命化における経過年数と機能・性能の関係(イメージ)】



(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の長寿命化に加え、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい町有施設の実現を目指して、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)における考え方等を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

(7) 脱炭素化の推進方針

地球温暖化対策を推進するため、継続的に施設のエネルギー消費量や温室効果ガスの排出量を把握します。また、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を進めることによってエネルギーコストの削減や地域経済活動の活性化が期待されることから、温室効果ガスの排出量を削減する方策を可能な限り推進します。

(8) 統合や廃止の推進方針

施設の整備状況、利用状況、運営状況、費用の状況等を踏まえ、必要に応じて公共施設等の統合・廃止や規模縮小等を検討します。さらに、施設特性を考慮した町全体及び地区を対象とするサービス(機能)に対応する施設の維持・効率化等の検討を推進していきます。

(9) 保有する財産の活用や処分に関する基本方針

廃止した施設は、民間等への売却・貸付などを進めることとし、それらが見込めない場合は、老朽化による破損等によって周辺環境や治安に悪影響を及ぼさないよう配慮します。

また、用途廃止していないものの遊休状態が長く続き利用する見込みがない、利用率が低下しているなどの建築物についても、その機能を既存施設への集約することにより用途廃止を進め、上記と同様の措置を講じるものとします。

(10) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実現するため、公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理します。公共施設等に関する情報は、固定資産台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めます。

また、厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、インフラの大部分を単独で維持管理・更新等を的確に進めていくことは困難を伴うことが予想されます。

今後、将来にわたりインフラの維持管理・更新等を持続的に実施可能な体制を構築するため、技術力を有する職員を継続的に養成するとともに、専門的技術力を持つサービス提供者を含めた体制を構築します。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共施設（建築物）

（1）庁舎等行政関連施設

①主要施設の現状と課題

施設名称	現況及び課題
置戸町役場庁舎	昭和43年に建設され、昭和58年度にボイラー室、平成3年度に1F玄関を増築しています。平成25年度に建築物耐震診断を実施し、建物の一部に耐震性がないと診断されています。 建設から50年以上を経過しているため経年劣化が進んでおり、修繕が必要な箇所が多くみられる状況です。



《置戸町役場庁舎》

②管理の基本方針

- 役場庁舎は町行政の中核施設であるだけでなく、防災や災害時対策の拠点となる重要な施設であることから、今後も施設の点検及び修繕を通じて現施設の利用継続を図ります。
- 点検・診断により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。
- 耐震化が必要な施設であることや全体的に老朽化が進んでいることから、今後の財政状況を考慮しながら施設の建て替え時期を検討します。

(2) 子育て支援施設

①主要施設の現状と課題

施設名称	現況及び課題
置戸町児童センター	平成元年に建設された旧めぐみ保育園を平成20年度に大規模改修し、放課後児童クラブとして活用している施設です。 建設から30年以上、大規模改修から10年以上経過しているため、全体的に経年劣化がみられる状況です。



《置戸町児童センター》

②管理の基本方針

- 児童に安全な環境を提供するため、施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。
- 児童の放課後の居場所として必要な施設でありながら建物の老朽化が進んでいることから、施設の建て替えについて検討を進めます。

(3) 福祉施設

①主要施設の現状と課題

施設名称	現況及び課題
置戸町地域福祉センター「ほのか」	平成10年度に建設された本町の福祉行政の中核となる施設です。外観、内部仕上げともに良好に保たれていますが、建設から20年以上経過していることからボイラー設備や電気機器などに経年劣化がみられる状況です。

施設名称	現況及び課題
特別養護老人ホーム緑清園	<p>特別養護老人ホームとして本町の高齢者向け施設サービスを担っている施設です。施設は昭和56年に建設され、平成6年にはショートステイ部分が増築されました。</p> <p>建設から40年以上経過していることから、屋上、給排水設備など様々な箇所で老朽化が進んでいます。</p>
養護老人ホーム常楽園	<p>環境上の理由や経済的理由により在宅での生活が困難な高齢者を養護し、社会復帰の支援を行うための施設として平成7年に建設されました。</p> <p>建設から30年近く経過していることから、全体的に経年劣化が進んでいる状況です。</p>
置戸町老人いこいの家	<p>高齢者の福祉増進を目的として昭和54年に建設された施設で、現在は老人クラブが活用しています。建物は建設から40年以上を経過しており、老朽化が進んでいます。</p>
置戸町障害者活動拠点施設 (NPO法人置戸町くらしサポートたちつと活動拠点)	<p>旧薬局を平成24年に町が取得し、増築及び内部改修により福祉施設として整備し、NPO法人が運営している施設です。</p> <p>平成7年に建設された建物ですが、大きな問題はない状況です。</p>



《置戸町地域福祉センター「ほのか」》



《特別養護老人ホーム緑清園》



《養護老人ホーム常楽園》



《置戸町老人いこいの家》

②管理の基本方針

- 利用者に安全な環境を提供するため、施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。
- 特別養護老人ホーム緑清園は高齢者の入所施設として重要であることから、老朽化対策を推進するとともに、居住環境の質の向上が求められます。そのため、養護老人ホーム常楽園を含めた高齢者福祉施設の在り方を検討し、長期的な視点から老朽化対策を推進します。

(4) 町営住宅等

①主要施設の現状と課題

施設名称	現況及び課題
公営住宅等	町内には公営住宅や主に単身者向けとして特公賃住宅が整備されており、置戸町公営住宅等長寿命化計画に基づいて建て替えや改善を計画的に推進しています。 築年数の古い公営住宅は順次建て替えを進めており、令和元年及び令和2年にまちなか団地を整備し、昭和57年建築の「第8団地(拓殖)」は用途廃止、平成元～3年建築の「第9団地(若木)」は子育て・高齢者世帯も居住しやすい団地整備を含めた検討を進めていく予定です。
職員住宅 教員住宅	建築年度が古く、老朽化が進んでいる建物もありますが、必要に応じて修繕や内部改修等を行い、小学校及び中学校の教員や役場職員等の住居として活用しています。

②管理の基本方針

- 公営住宅、特公賃住宅は置戸町公営住宅等長寿命化計画に基づき、長寿命化を基本として計画的に建物の建て替え・修繕を推進します。
- 職員住宅及び教員住宅は必要に応じて改修・修繕を行い、居住者にとって快適な環境づくりに努めます。また、利用見込みのない職員住宅及び教員住宅は定住促進住宅への転用など有効活用を検討します。

(5) 産業関連施設

①主要施設の現状と課題

施設名称	現況及び課題
置戸町若者交流センター	置戸高校の寮だった建物を町が取得し、地域間及び人的交流を促進すること目的として、平成7年に整備された宿泊施設です。建設から30年近く経過しているため老朽化が進んでおり、特にボイラー設備は近い将来に修繕または更新が必要と考えられる状況です。

施設名称	現況及び課題
置戸町地域資源活用総合交流促進センター「あぐり」	地域の人的交流を促進することを目的として平成16年に建設された施設です。建設から20年近く経過していますが、建物には老朽化が目立つ箇所はみられない状況です。
置戸町森林体験交流センター	おけと湖周辺における豊かな自然の中での体験型交流施設として平成4年に建設された施設です。周囲の施設の閉鎖等の要因から令和2年度から休館しています。
置戸町交流促進センター（勝山温泉ゆうゆ）	町内唯一の温泉施設として平成6年に建設された施設で、平成29年にリニューアルオープンしました。 温泉付きコテージが4棟整備されており、調理器具や食器類も完備され自然に囲まれた静かな環境で宿泊することができます。 交流促進センターは町民の憩いの場であり、町の観光拠点としても重要な機能を有しています。
置戸町ワカサギ孵化放流施設	おけと湖に放流するワカサギの孵化場として平成4年に建設された施設です。平成29年の台風による大雨で被害を受けましたが、令和2年に施設の一部を復旧しました。



《置戸町若者交流センター》



《置戸町地域資源活用総合交流促進センター「あぐり」》



《置戸町森林体験交流センター》



《置戸町交流促進センター（勝山温泉ゆうゆ）》

②管理の基本方針

- 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように安全確保を図ります。
- 維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネルギー化対策を検討します。
- 老朽化が進み、利用実績が少ない施設については、用途転用による施設の利活用の検討を行うとともに、施設の安全性や利用者の今後の意向等から総合的に判断し、施設利用の継続可否を判断します。

(6) 社会教育施設

①主要施設の現状と課題

施設名称	現況及び課題
置戸町中央公民館	町民に学びの機会を提供する社会教育の拠点施設として昭和61年に建設されました。 令和3年に外壁改修工事を実施し、建物外観は良好に保たれていますが、暖房設備の不具合など経年劣化による老朽化が進んでいます。
置戸町勝山公民館	平成元年に建設された旧勝山小学校を平成25年に用途変更し、健康増進施設を併設する公民館として活用している施設です。 建設から30年以上経過しているため、経年劣化が進んでおり、一部雨漏りなどの修繕などを実施しながら活用しています。 公民館に郵便局を併設する改修工事を進めており、令和5年3月末にオープンする予定です。
置戸町境野公民館	境野地区の社会教育施設として平成30年に建て替えを実施した新しい施設です。 地域材を利用した温かみと快適性を兼ね備えた仕様で建設された施設で、万が一の場合は自家発電設備などにより内部の電気供給を可能にするなど、地域の防災拠点としての機能も兼ね備えた施設です。
秋田地区住民センター	秋田地区の社会教育施設として平成10年に建設された建物です。建設から20年以上経過しているため建物の全体的に経年劣化がみられ、令和4年に屋根の改修を実施しました。
置戸町立図書館	だれもが気軽に訪れることのできる「本のあるひろば」として平成16年に建設され、町外からの利用も多くある施設です。 建設から20年近く経過していますが、必要に応じて修繕を実施しており、外観・内部仕上げともに良好な状態に保たれています。

施設名称	現況及び課題
置戸町森林工芸館	<p>地域ブランドであるオケクラフトをはじめとする製品の展示販売を行う「ショップ」、未来の作り手の養成や商品を生み出す「工房」、木材加工室と農畜産加工室を使って地場資源を加工する「作る場」の役割を兼ね備えた施設です。</p> <p>昭和62年の建設から40年近く経過しているため、経年劣化による老朽化が進んでいる状況です。</p>
置戸町山村文化資源保存伝習施設 どま工房	<p>地域文化を高めていくことを目的として、文化と技術と情報と人を結ぶ場として平成6年に建設されました。</p> <p>建設から30年近く経過しており、経年劣化が進んでいる状況です。</p>
置戸町郷土資料館	<p>昭和33年に中央公民館として建設された建物を昭和63年に内部改修を実施し、郷土資料を収集、保管及び展示する施設として活用しています。</p> <p>建設から60年以上を経過しているため建物の劣化が進んでおり、老朽化対策を今後検討する必要があります。</p>



《置戸町中央公民館》



《置戸町勝山公民館》



《置戸町境野公民館》



《置戸町秋田地区住民センター》



《置戸町立図書館》



《置戸町森林工芸館》



《置戸町森林工芸館 共同工房》



《置戸町山村文化資源保存伝習施設 どま工房》



《置戸町郷土資料館》

②管理の基本方針

- 施設を安全に利用できる状態に保つため、施設の定期的な点検を行うとともに、必要に応じて改修・修繕を実施します。
- 置戸町森林工芸館は建物全体の老朽化が進んでいるため、隣接する建物を含めた整備計画の検討を進める予定です。
- 置戸町郷土資料館の老朽化対策として、建て替えや収蔵品の分散配置を行う方向等を含めた検討を進めます。

(7) コミュニティ施設

①主要施設の現状と課題

施設名称	現況及び課題
おけとコミュニティホール「ぽっぽ」	<p>平成8年に北海道ちほく高原鉄道ふるさと銀河線の置戸駅として建設された建物で、鉄道廃線後の平成19年に改修を実施し、商工会やコミュニティ団体の事務所、絵画館や歯科診療所などを併設するコミュニティ施設として活用されています。</p> <p>建物の老朽化が進んできており、特にボイラー設備は近い将来に修繕または更新が必要と考えられる状況です。</p>
住民センター (川向、拓殖)	<p>地域住民のコミュニティ活動の拠点として川向地区及び拓殖地区に建設され、介護予防活動や葬儀など様々な用途で活用されています。</p> <p>両施設ともに必要に応じて修繕や機能向上を図っていますが、老朽化が進んできている状況です。</p>
地区会館 (常盤、拓実、川南、豊住、安住中里、北光、栄一)	<p>地域住民のコミュニティ活動の拠点として各地域に設置されており、地域住民が自主管理を行っている集会施設です。</p> <p>昭和40～50年代に建設された施設が多く、一部の施設は経年劣化がみられる状況です。</p>



《おけとコミュニティホール「ぽっぽ」》



《川向住民センター》



《拓殖住民センター》



《安住中里会館》

②管理の基本方針

- 施設の老朽化状況に応じて、長期的な視点で優先度を付けて修繕を行います。
- 集会施設は地域にとって必要な施設であり、普段の利用状況だけで集約化を判断することは難しいことから、地域の過疎化や高齢化の進展状況等を踏まえつつ、地域住民の意向を考慮しながら将来的に集会施設の集約に向けた検討を進めます。

(8) スポーツ施設

①主要施設の現状と課題

施設名称	現況及び課題
置戸町ファミリースポーツセンター	町民が多種多様なスポーツ活動を行う環境として昭和48年に建設された施設です。旧耐震基準の建物ですが、建物の耐震性を担保するため平成28年に耐震化工事を実施しました。 経年劣化により老朽化している部分がありますが、利用には問題がない状況です。
おけとパークゴルフ場	道内最大級のパークゴルフ場として町内外から多くの愛好者が訪れる施設です。センターハウスは平成10年、受付小屋は平成16年に建設され、両建物ともに経年劣化がみられる状況です。
置戸町営水泳プール	昭和60年に建設された水泳プールで全体的に老朽化が進んでいます。10年おきに漏水点検を実施しており、平成26～27年にかけて改修を行ったほか、令和4年には循環ポンプ等の修繕を行っています。
置戸町営野球場	昭和54年に建設された野球場で平成26年度に塗装を中心とした改修工事を実施しました。建設から30年以上を経過しており、施設全体的に経年劣化がみられる状況です。
置戸町南ヶ丘スキー場	町民の冬季スポーツの場として整備された施設で、ロッジは平成11年に建設されました。これまで、リフト降り場や運転室の改修を実施しましたが、設備全体的に老朽化が進んでいる状況です。
置戸町多目的交流施設「げんき」	平成14年に建設された全天候型スポーツ施設で、テニスコート及びゲートボールコートを備えており、高齢者のスポーツ活動や冬季間のスポーツ少年団の活動などに利用されています。 建物には経年劣化がみられるものの、利用には大きな問題はない状況です。



《置戸町ファミリースポーツセンター》



《おけとパークゴルフ場 センターハウス》



《おけとパークゴルフ場 休憩所》



《置戸町営水泳プール》



《置戸町営野球場》



《置戸町多目的交流施設「げんき」》

②管理の基本方針

- 点検・診断等により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕を行い、利用者が安心して利用できるように安全の確保を図ります。
- 維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。

(9) 学校教育施設

①主要施設の現状と課題

施設名称	現況及び課題
置戸小学校	昭和56年に建設された施設で、学校統合により平成20年に校舎の新築を行いました。 適宜修繕を実施することにより安全な教育環境を維持しており、令和3年には校舎屋根の改修を実施しました。
置戸中学校	昭和52年に建設された旧耐震基準の施設ですが、平成25～26年にかけて校舎及び体育館の耐震補強・大規模改修工事を実施し、耐震性・快適性を備えた教育環境となっています。 全体的に老朽化がみられる状況ですが、適宜修繕を実施することにより安全な教育環境を維持しています。
置戸町学校給食センター	平成20年に新築され、ドライシステム化を採用し、衛生管理に配慮した安心・安全な施設となっています。 経年による軽微な劣化がみられる箇所はありますが、施設利用には問題がない状況です。



《置戸小学校》



《置戸中学校》

②管理の基本方針

- 児童・生徒に安全で快適な学習環境を提供するため、また災害時において避難所としての機能確保を行うため、学校施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。
- 学校給食センターは施設稼働を担保する必要があるため、設備・機器の予防保全を基本とした改修・修繕を推進します。

(10) 公園

①主要施設の現状と課題

施設名称	現況及び課題
南ヶ丘公園 わかまつ公園 境野公園 勝山農村公園 児童遊園地	<p>町民の憩いの場として、町内には大きく4か所の公園と4か所の児童遊園地が設置されており、平成30年には児童遊園地再編整備工事により中央公民館前庭に「あそびーば」が完成しました。</p> <p>公園利用者の安全を確保するため、公園内の建物は修繕等により維持を図っており、特に遊具に関しては優先的に安全を確保するため毎年度点検を実施し、必要に応じて修繕等の対応を行っています。</p>



《南ヶ丘公園 管理棟》

②管理の基本方針

- 敷地内にある設備の点検を定期的実施し、損傷が見つかった場合には速やかに対策を行い、公園利用者の安全確保に努めます。
- 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。

(11) その他

①主要施設の現状と課題

施設名称	現況及び課題
置戸町車両センター	建設機械や除雪機械を格納する車庫として平成4年に建設された施設です。建物に経年劣化がみられますが、必要に応じて修繕を実施しています。
置戸町火葬場	昭和52年に建設された中里墓地に隣接する斎場です。建設から40年以上を経過しており、建物全体の老朽化が進んでいますが、火葬炉は定期的に修繕を行いながら活用しています。

施設名称	現況及び課題
勝山活性化センター	昭和55年に建設され、以前は勝山公民館として利用されていた施設です。旧勝山小学校を勝山公民館として利用することになったことから、現在は地域民間企業の事務所として活用されています。
旧境野小学校	境野小学校として校舎は昭和31年、体育館は昭和47年に建設された施設です。 廃校となった現在は集会場としての利用のほか、少年団活動など地域住民の利用があります。
旧秋田小学校	秋田小学校として校舎は昭和31年、体育館は平成6年に建設された施設です。 廃校となった現在は地域住民により積極的に利用されており、簡易図書館やトレーニング室など様々な形で活用されています。



《置戸町車両センター》



《置戸町火葬場》



《旧境野小学校》



《旧秋田小学校》

②管理の基本方針

- 今後も定期的に点検・診断及びメンテナンスを継続し、施設の長寿命化を図っていきます。
- 維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。
- 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で改修・修繕を行います。

2. インフラ系施設

(1) 道路

①現状と課題

施設名称	現況及び課題
町道	実延長約247kmの町道を維持管理しており、道路交通量や損傷の程度に合わせて修繕を実施しています。
林道	実延長約38kmの林道を維持管理しています。交通量が少ないことから、極端に傷んでいる路面のみ修繕を行うなど維持管理に係る費用の縮減を図っています。

②管理の基本方針

- 全ての道路を同程度のサービス水準で維持することは困難であることから、路面パトロール等による路面の劣化調査、道路の交通量及び自治会要望などを踏まえて優先度を評価し、計画的に維持管理・修繕・更新等を行います。
- 老朽化した道路が増えていくことが想定されることから、ライフサイクルコストの縮減に向けた取組や保全管理体制の維持を図ります。

(2) 橋梁

①現状と課題

施設名称	現況及び課題
町道橋梁	町道橋梁として49橋を維持管理しており、「置戸町橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、5年ごとの点検結果を踏まえながら計画的に町道橋梁の修繕及び長寿命化を推進しています。
林道橋梁	林道橋梁として4橋を維持管理しており、大雨などの際には役場職員等によるパトロールを実施し、都度修繕を実施しています。

②管理の基本方針

- 定期点検に基づく橋梁の健全度に基づき、低コストかつ長寿命化を図ることができる適切な修繕計画を立案します。また、コスト縮減のため新技術の採用等も検討します。

(3) 簡易水道施設

①現状と課題

施設名称	現況及び課題
簡易水道施設	<p>水道事業は、平成24年度に開始した、簡易水道再編推進事業により、置戸・勝山・秋田3地区に中里・安住、北光・愛の沢地区の営農用水地区を含めた統合に向けた工事を進め、8年をかけて令和2年度に統合を完了しました。</p> <p>管路の総延長は約115kmが布設されており、令和3年度末時点で40年以上を経過している管路が全体の25.4%を占めている状況です。</p>



《置戸浄水場》

②管理の基本方針

- 水道施設は、中長期的な利用停止は難しく、災害時に町民へ与える影響が大きいため、予防保全型管理に努め、管路の耐震化を行うなど、安定した運用を推進します。
- 日常管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

(4) 特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設

①現状と課題

施設名称	現況及び課題
特定環境保全公共下水道施設	<p>特定環境保全公共下水道事業は置戸地区を中心とする1処理区で平成7年度から供用を開始しており、浄化センターは置戸地区、境野地区、勝山地区に整備されています。</p> <p>総延長約24.9kmの管路が布設されており、30年以上を経過している管路は全体の8.0%となっています。</p>
農業集落排水施設	<p>農業集落排水事業は境野地区及び勝山地区の2処理区で平成6年度から供用を開始しています。</p> <p>総延長約9.9kmの管路が布設されており、30年以上を経過している管路は全体の20.3%となっています。</p>



《置戸浄化センター》



《勝山浄化センター》



《境野浄化センター》

②管理の基本方針

- 維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討します。
- 日常管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

第6章 計画の推進にあたって

1. 推進体制の構築

今後も厳しい財政状況が続くことが想定される中で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、インフラの大部分を管理する町が単独で今と同規模に維持管理・更新等を進めるのは困難が伴うことが予想されます。

そこで本計画を基にした公共施設等の全体マネジメントに関しては、全庁横断的な会議等で情報の共有及び必要事項の検討を行い、進行管理や推進を図ります。

検討にあたっては住民等利用者との協働の推進も視野に入れるとともに、新たな担い手の確保に向け、技術者の育成・確保に一定の能力を有する民間企業へのアウトソーシング、指定管理者制度のさらなる活用、PPPやPFIの導入に向けた調査、包括民間委託など、行政と民間が一体となって運営する方策を広く検討し、効率的で質の高いサービス提供のための考え方を検討します。

また、研修等を通じて職員の意識啓発に努め、一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、高い危機意識を持って取り組みます。

2. 広域的な連携

全国の自治体全てにおいて、社会保障関係や公共施設の更新に係る費用が財政面を圧迫していくことは共通の認識として既に顕在化しており、今後は、行政運営においても、個々の自治体で関連施策を推進していくより、近隣自治体あるいは国、道と連携して取り組む方が、各自治体にとってより効果的・効率的に施策を推進できることも考えられます。

公共施設の適正管理の推進にあたっては、広域的な連携の可能性も視野に入れながら、取組を進めます。

3. PDCAサイクルによる推進

本計画の推進にあたっては、マネジメントシステムの基本であるPLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACT(改善)のPDCAサイクルにより、個別施設計画の推進状況や本計画に掲げた取組の推進状況などを全庁的かつ横断的な会議体で評価・検証し、計画推進方法を改善します。

また、本計画の内容については、今後の財政状況や社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行います。さらに、公共施設等の適正配置の検討にあたっては、議会や町民に対して随時情報提供を行い、方向性の共有を目指します。

4. 地方公会計制度の活用

本町では、平成28年度から「統一的な基準による地方公会計」による固定資産台帳を整備しています。

今後も公共施設等を財政面からも適正に管理をしていくために、地方公会計制度の財務諸表や固定資産台帳と整合性を図ることで、施設ごとの資産の状況や維持管理費の把握など、一貫した資産データに基づく施設マネジメントを推進します。

置戸町公共施設等総合管理計画
《令和4年度改訂版》

令和5年3月

編集／置戸町総務課管財係

〒099-1100 北海道常呂郡置戸町字置戸181番地

TEL 0157-52-3311 FAX 0157-52-3353

E-mail kanzai@town.oketo.hokkaido.jp
